

Title	エリザベス治世期における下院議席の創設(上)
Sub Title	The foundation of Boroughs in the reign of Elizabeth I (1)
Author	仲丸, 英起(Nakamaru, Hideki)
Publisher	三田史学会
Publication year	2006
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.74, No.4 (2006. 3) ,p.53(373)- 95(415)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20060300-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

エリザベス治世期における下院議席の創設（上）

仲丸英起

1. 問題の所在

テューダー朝議會史における大きな問題の一つとして、下院議席数の大幅な増加が挙げられる。實際その飛躍的な増加には目を見張るものがある。ヘンリ七世が即位した時点で議席数は二九六であつた。ヘンリ八世が死去する一五四七年までに一二選挙区二四議席が追加された。続いてエドワード六世治世期に一四選挙区二八議席が、メアリ治世期に一〇選挙区一八議席が付け加えられた。しかし特に多数の議席が追加されたのはエリザベス治世期である。エリザベスは⁽¹⁾一五五八年の即位から一五八六年までの間に三一選挙区六二議席を増加させ、この時点で下院の議席数は四六二となつた。さらに初期ステュア

ート朝期にもこの増加傾向は緩やかながら存続し、長期議會第一会期の議席数は五〇四であつた。一六七五年にはグラム王権州とグラム市がそれぞれ選挙区として認められたが、これ以降は一八三二年に第一次選挙法改正が行われるまで選挙区・議席数とも変化はなかつた。すなわちエドワード、メアリ、エリザベスと続く五〇年あまりの間に一〇〇議席以上が追加されていることになる。これらの議席の内、ヘンリ八世期に追加された三一議席はイングランドに併合されたウェールズ、マンマスシャー、チェシャーに与えられたものであり、一応行政的な処置であると考えられる。しかしその分を差し引いても一三五もの議席が創設され、しかも既存の選挙区が相当数存在している地域に設置されることが多く、全国民が有する代表権の重みを均等化しようとする、一票の格差

の解消といった現代的な基準では到底理解しえない。それゆえこの急激な議席創設を巡る問題は一六世紀議會史における大きな懸案として歴史家の関心を惹く所となり、その原因に関してこれまで様々な議論が展開されてきた。⁽²⁾

一九世紀においては「詰め込み」(packing)という言葉で表される論調が主流であった。これは国王が自分に都合のよいような政策を推進し、立法を行うために自らに従順な議員を確保する必要に迫られて議席を増加させた、というものである。(以下この議論を「トップダウン型①」と呼称する。)これに対し、二〇世紀に入ると創設圧力のベクトルが反対に向けられていった。現代政治への強い関心から一六世紀史研究へ向かっていったA・F・ポラードは、この増加は「国民感情の全般的な高まりと自分達の問題に関する決定権を求める人々の願望⁽³⁾」を反映したものであるとし、国王側からの操作を否定した。テューダー朝議會史を確立したニールは、この問題に関しては師であるポラードの議論を基本的には受け継いだ⁽⁴⁾が、より実証的な基礎付けを行った。ニールは自身の代表作である『エリザベス治世期の下院』の中で次のように述べている。「国王に議席の創設という行動を取らせたのは何であったのか。この問いについては明確な

解答を与えることができる。新たに法人格を付与された都市に関する限り、その発端は地方から生じている——すなわち都市自体、あるいはより現実に即して言えば、通常はその都市を支配する貴族やパトロンから生じていたのである。……君主は明らかに単なる代理人であり、さらなる議席を求める圧力に屈していただけなのである。」さらにニールは「都市を支配している貴族・パトロン達が自分達の議席を欲するというのではなく、女王に対する彼らの圧力は、自分達自身にかかっている圧力の伝達に過ぎなかった。その要求の源泉は地方ジェントリから生じていたのである。この点は、下院の構成に⁽⁴⁾しても目を向ければさらによく理解しうるであろう。」と続け、その後都市議席へのジェントリの侵入という彼の「発見」をその根拠として挙げている。すなわちジェントリの政治意識の高まりと共に議會議席獲得への熱意が強くなり、その願望が中央で影響力を有していたパトロンに対する圧力をかけ、さらにそれが国王を動かして議席創設に到った、というのがニールの主張であった。(以下この議論を「ボトムアップ型」と呼称する。)やがて二〇世紀後半になると、いわゆる修正主義者⁽⁵⁾達はそれまでの議論をふまえた上で二者択一の選択を行うのでは

なく、両者の議論を統合した説明を試みようとした。時として有力者の圧力を証明しうる事例も存在するとして、彼らはニールの主張を完全には否定しない。しかし同時にあらゆる議席の創設が有力者の圧力によってのみ説明されうるわけではないとして、他の要因を探索している。そして議席の創設がランカスター、コーンウォール両公領や国王直轄のマナがある都市等に集中している点に注目し、多くの議席創設が国王・枢密院主導によるものであったと主張する。しかし国王が議席を創設したのは「詰め込み」を行うためではなかった。「枢密議官は徐々に下院に議席を有するようになっていったが、しかし彼らだけがその存在が必要とされた国王の事務官というわけではなかった。法律家、政府側に属さない協力者、思慮分別を有しその価値が認められた人々等が決定的に重要であった。というのもこのような人々が働きかけなければ、このアマチュアから構成され、時として目的の無い機関は、政府に必要な議題の討議を完遂できなかつたからである。……そうした人々に議席を与えるために、国王が選挙干渉を行うこともあった。新たな都市の創設は、明らかにこの政策を遂行するためであったのである。⁶⁾」したがって修正主義者達の意見によれば、法的あ

エリザベス治世期における下院議席の創設(上)

るいは行政的業務に不慣れた人々が議席の大半を占めるという状況にあって、議事を効率よく円滑に進めるために必要となる有能な人物である議会実務家(men of business)や法律の専門家を選出するためであったということになる。(以下この議論を「トップダウン型②」と呼称する。)

議席創設を巡る議論の大まかな流れは以上のようなものである。各々の議論にはその時代の風潮がかなり影響しているなど様々な問題があるが、共通しているのはいずれの主張も多分に実証的視点を欠いているという点である。トップダウン型①は国王による政治的な議席操作という極めて現代的な概念を前提としており、議席の増加という説明されなければならない事実そのもの以外にほとんど何の史料にも依拠しておらず、もはや説得力を持ちえない。次にボトムアップ型の説明を行ったニールは、初めて議会在当時の社会との関係で捉え、実証的に解明しようとした点でそれまでの議論とは質的な懸隔があり、その議会史に果たした貢献は非常に大きかつた。しかしそのニールも時代的偏向は免れえず、最初から一七世紀の革命を念頭に置き、政治意識の高まりと共に発展してゆく下院というイメージを形成したことを考えれ

ば、ボトムアップ型というのは当然導き出される結論であった。またニールは宮廷内の有力者から女王に議席創設への働きかけの存在を示す史料は提示しているものの、それがジェントリによる圧力の伝達であった事実を直接裏付ける史料を示さず、前述のように「下院の構成」にのみ求めており、根拠が弱いと言わざるをえない。⁽⁷⁾ トツ

プダウン型⁽⁸⁾になると前二者よりは一見すると客観的な説明がなされているように思われる。この議論の主唱者達は議席の創設全体を包含するような一般的理論の構築を放棄し、より実態を捉えようと努めているのは見て取れる。しかし議会議務家等の選出に主要な理由があったとする主張の根拠は、国王が影響を及ぼしうる地域に数多くの議席が創設されているという事実には求められず、実際に選出されている議員についての言及も少ない。もし議事運営にあたる人々を確保しなければならなかったとしても、それではなぜそれ程多数の議席を創設する必要があったのかという疑問には、この議論は何の解答も与えてくれないのである。議員全体の活動回数のみを見ても、議会で盛んに活動している議員は少数に過ぎない(表1)を参照⁽⁸⁾。さらに中央の有力者は通常地方にも多大な影響力を有し、既存の議席においても

多数の議員を事実上指名できたことを考えると、なぜさらに一〇〇議席以上もこの短期間に議席が増加したのかという疑問に対しては、この議論の文脈では十分な解答を示しえないと思われる。

したがって議席創設についてより踏み込んだ分析を行うためには、印象論に留まらない詳細な調査を行う必要がある。そこで次にどうすればこの分析が可能になるか、方法論上の問題について検討してみたい。中央、地方の公文書から、都市に議席が付与された際の何らかの情報が得られないだろうか。しかし残念ながら現状では議席創設理由を解き明かす手がかりとなるような直接的な史料はほとんど存在しない。ケントのメイドストーン選挙区のように、特許状によって選挙権が付与されたことが明らかな都市は極めて稀である。⁽⁹⁾ 多くの場合は明確な法的根拠も無くある会期に突然議員をウェストミンスターに送り込み、それ以降選出が続けられている。もちろん議席創設に際して宮廷内の有力者による関与がなされたのはほぼ間違いなく、その後当該選挙区から選出されている議員との関係からこうした人物が特定できる場合も少なくないのであるが、しかしパトロン達が議席を創設しようとした根本的な理由は判然としない。さらに議席

(表1) 全議員における活動的議員の割合

	1559	1563	1571	1572	1584	1586	1589	1593	1597	1601
非常に積極的な発言者	1%	2%	4%	6%	3%	2%	2%	5%	3%	7%
非常に積極的な委員会参加者	1%	2%	8%	16%	6%	3%	4%	8%	11%	7%
何らかの行動が記録されている議員	7%	23%	32%	51%	38%	31%	32%	59%	58%	49%
何らかの発言をしている議員	2%	7%	10%	18%	11%	10%	10%	12%	12%	20%
何らかの委員会に参加している議員	6%	21%	31%	50%	36%	30%	30%	58%	57%	46%

P. W. Hasler, *The House of Commons, 1558-1603*, Her Majesty's Stationery Office, 1981, vol. 1, Appendix I-X. をもとに作成

エリザベス治世期における下院議席の創設(上)

創設の際の以下のような手続きが、こうした史料からの推測の妨げとなっている。すなわち都市へ選挙の公示を行うのは州長官の権限であったが、州長官が無許可で新たな議席に公示を行うとは考えにくく、当然大法官府からの特別の選挙告示状を受け取っているはずである。そしてその発布には国王の許可が必要であり、結局法手続上は国王が認可していることになのである。⁽¹⁰⁾ したがってこうした法律上の形式的な文書は、元来議席の創設を望んでいるのが誰なのかという疑問解明の手がかりとはなりえないと

思われる。またこれら創設された新議席の大部分についてはその代表選出権に関して当時の下院でも疑問の声が出されているが、⁽¹¹⁾ そこには代表という概念を巡る同時代人の思想は表れているものの、やはり議席創設の理由を究明する糸口とはなりえない。

そこで本稿は議席創設それ自体を巡る言説ではなく、創設された議席から選出されている議員個人に注目してゆきたい。ここで主要な問題となるのは、修正主義が主張するような議会実務家が創設された新議席から数多く選出されているのかという点であると思われる。しかしそのためには、議会実務家と呼ばれる人々がこういった種類の議員であったのかを最初に明らかにする必要があるので、そこで次にこの議会実務家を巡る議論を概観してみよう。

2. 議会実務家と選挙干渉

そもそも議会実務家というのは、ニール説への対抗概念として修正主義者達が提示してきたものである。ニールはエリザベス治世期の下院が常に国王と対立していたものと考え、そしてその反対派の中心にピューリタンの

一団 (Puritan Choir) を据えた。⁽¹⁾これに対し修正主義者達はこれと真つ向から対立する議論を展開し、そうした対立が生じたのは例外的な場合に過ぎず女王と下院は通常協力的関係にあったとし、⁽²⁾ニールの主張するピューリタン反対派の存在を完全に否定した。⁽³⁾こうした一連の修正主義者の中でも、特にニールによってこの反対派の一人とされたトマス・ノートンの研究から議会実務家という概念を初めて提起したのがM・A・R・グレーヴスであった。⁽⁴⁾以下グレーヴスの議論を簡単に紹介してみたい。

初期の論文において、グレーヴスはニールによってピューリタン反対派の中心人物とされたトマス・ノートンの実像の解明に主眼をおいていた。ニールの描くノートンは、エリザベス治世前半の議会において、過度の改革を望まない女王に対し、ピューリタン反対派の中心にあつて急進的要求を突きつける人物であつた。「ピムとエリオットは間違いなく我々エリザベス治世期の二人の議員、すなわちトマス・ノートンとピーター・ウエントワースを彼らの仲間として認めるだろう。⁽⁵⁾」というニールの言葉は、彼のノートン理解を端的に示している。これに対し当初グレーヴスが描き出したのは、枢密院の命を受けて議会の実務を取り仕切る、官僚的色彩の強いノ

ートンであつた。ノートンが公的な法案の起草に数多く携わつていたこと、その発言のほぼ半数は国家の重大問題とは関わりが無いものであること、さらにロンドンのロビー活動の代弁者であつたことなどをその根拠として、グレーヴスは次のように述べている。「(ニールとは)異なつたノートンが現れてくる。彼はピューリタンの熱狂者でも、政府反対派の政治家でもなかつた。ノートンは専門的な法律起草者であり、枢密院の協力者であり、議会活動のあらゆる側面に携わり、幅広い業務に従事したのである。⁽⁶⁾」こうしたノートンの性格をよく表しているものとして、グレーヴスが同時代の議員の書簡中から引用してきたのが「議会実務家」という言葉であつた。⁽⁷⁾そして議事規則の進展に関する限り何の貢献もしていないウエントワースとノートンを明確に区分したのである。⁽⁸⁾

しかし後にグレーヴス自身が認めているように、議会実務家という概念はそれ程明確に規定されるものではなかつた。「『議会実務家』という語をあまりにも厳密に微細化したり定義したりすれば、それが結局のところ歴史家にとって都合の良いカテゴリーに過ぎなくなる危険性が常に存在する。そのような場合、こうした法律家達が他の下院議員と明確に区分される政治的活動家の一団で

あるという印象を与えかねない。しかし初期のエリザベス治世期の下院において、実際に彼らが活動していたのは女王や枢密院に対する一般的な忠誠や奉仕の風潮においてであった。議会実務家と他の議員との差異は、政府に対して協力的な役割をどの程度果たしたかという点においてのみ生じたのである。⁽⁹⁾そしてグレーヴスによればその性質はエリザベス治世期前半と後半で大きく変化してきているという。一五七〇年代までの議会実務家達は、「枢密院が支援を求めた活動的な幅広いネットワークの一部に過ぎず、さらに最も献身的な者達でさえ、その奉仕に対する対価として行政上及び司法上の高級官職を与えられるということはなかった。⁽¹⁰⁾」彼らの社会的出自や職業的技能は多様であり、集団としてではなくあくまでも個人対個人の信頼関係にもとづいて各枢密議官に協力していたのであった。「通常本質的な紐帯は議会実務家間に水平的に存在したのではなく、議会実務家とそのパトロン、特にバーリーやウォルシinghamといった枢密顧問官であるパトロンとの間に垂直的に存在したのである。逆に言えば、彼らは個々の枢密顧問官から指示や『要求』を受けていたのであり、組織としての枢密院全体から受けていたわけではなかった。……実際それは中

エリザベス治世期における下院議席の創設（上）

央行政組織に官職を保有していない、政治面で活動的なクライアントの大部分にとって強みの一つであり、彼らは政府の利害関係に完全に一致する行動を取ったわけではなかった。⁽¹¹⁾」これに対し一五七〇年代後半以降は「広範囲に渡っていたネットワークが縮小し、議事運営は上昇志向のある専門的で活動的な法律家の比較的小規模なグループによって行われるようになっていった。さらに彼らはエリザベス治世期後期における法務長官、法務次官の官職の全て、及び大法官、国璽尚書の官職をほぼ独占するなど、議会内外での奉仕により大いに榮譽に与ることになった。」⁽¹²⁾「その枢密院に対する自発的な献身は明らかであるが、他方彼らは単に滅私奉公をしていたわけではなく、議会での支援行動が昇進につながることを知っていた、計算高く野心的な人々だったのである。」⁽¹²⁾さらにこうした人々は全員が法学院出身者で、枢密議官とも婚姻その他を通して親戚関係にあるなど、ほぼ同一の社会階層出身者から構成される一団であった。したがってエリザベス治世期前半と後半では、議会で枢密院に協力するという点では表面的な活動形態は変化しないもののその動機は大きく変化しているのであり、グレーヴスはノートンら前者のタイプを「議会実務家」、後者の

五九（三七九）

法律専門家達を「議會実務家の後継者」と呼んで区分している。

本稿は議會実務家それ自体を主題においているわけではないので、この問題について史料に則した具体的な検証を行う余裕はない。しかし次の点は確認しておく必要があるだろう。もはや強調するまでもないが、当時のイギリスには強力な官僚制は存在せず、職権の委任という方法で支配が遂行されざるをえなかった。委任による支配という性質上重視されたのは自発性であり、各個人は自らの階層の利害を考慮に入れつつ委任された権限を行使した。そしてこうした統治システムは、行政、司法、立法、宗教、宮廷といったほぼ全ての分野に渡っており、さらに各分野の重層的構造は閉ざされたものではなく、特定の分野内のみならず分野を横断した上下移動が可能であった。⁽¹³⁾ こうした視点から見ると、初期のグレイヴスやその影響を受けた他の論者達が念頭に置いたような「受動的な道具あるいは手先」⁽¹⁴⁾としての議會実務家は、彼らの活動の中で近代的な官僚の性質のみを過度に誇張することになると思われる。確かにノートンらの活動が議事運営手続きの効率化に果たした役割は無視できないが、これは政府が組織的に指導したというよりは、

彼らの自発性がパトロン・クライアント関係の中で発揮された結果と見るべきではないだろうか。M・ウェーバーは、近代的官僚制度に特有な機能様式に関して「職務活動、少なくともすべての分化された職務活動——これは特殊近代的なものである——は、通常、徹底的な専門訓練を前提」しているとし、さらに「官僚の職務執行は、一般的な・多少とも明確な・多少とも網羅的な・習得可能な規則にしたがって」⁽¹⁵⁾行われると述べているが、このような性質を当時の議員に求めるのは無理があるだろう。一連の規則への受動的な従属が近代的官僚の性質の一つであるとすれば、エリザベス治世期の議會実務家達はむしろ自ら能動的に規範を創り出し、議會を秩序立ててゆく存在であったのである。ここではグレイヴスの主張する議會実務家と法律専門家の相違にまでは踏み込まないが、これまで漠然とこうした名称で呼ばれてきた人々が、少なくとも均質な集団ではないこと、また近代的な意味での政府の代理人と単純に同一視できないことを確認しておきたい。

またこうした議會実務家を巡る議論は、当時の議員の選出方法とも有機的に関連してくる。当時の議員選出は競争選挙で行われることは減多に無く、M・キシユラン

スキーによれば社会的な選択 (social selection) によって既に選挙前に当選者は事実上決定されているのであった。⁽¹⁶⁾ この社会的選択は自ら議員を選択できる大規模な都市議席や州選挙区等ではその選挙区で候補者が有している影響力の大きさで行われたが、中規模、ことに小規模の都市選挙区では依存関係にあったパトロンの指名が決定的な意味を持った。⁽¹⁷⁾ ここに政府、具体的には枢密院による選挙干渉の問題が持ち上がる。各選挙区で議員指名を行える立場にあった人物は中央においても枢密議官その他高級官職に就いていることが多く、その有力者が官職者としての責務において政府の目的に適う人物を指名していたのか、それとも自らのクライアントに対するパトローネージの付与を行っていたのか、判別が非常に困難になるのである。一例として一五七一年一〇月一八日付の枢密院から当時特別港長官だったコバン卿宛の書簡を引用してみよう。「貴殿は、多様な特別の考慮にもとづき、女王陛下が来月二日に議會を召集する決定をなされたのはご存じかと思う。そして、さらなる王国の利益の促進のため、また雑多な不都合を回避するため、女王陛下は都市選出議員の選択に際し格段の配慮がなされ、そうした者達が好ましい性質と十分な資質を備えているこ

とを望んでおられる。それゆえこれらの事項に関し、女王陛下の名において、貴殿に以下の助力を懇請する。すなわち特別港都市内全ての都市選挙区において、貴殿が適当と思われる説得によつて、今議會の議員選択について特別の配慮がなされるようにし、選択される人物が思慮深く十分な資質を備えているだけでなく、宗教及び当政府の現状態に対し好意的な態度で知られている者達となるようにする由。……⁽¹⁸⁾」ニールによれば、こうした選挙干渉と認められる巡回書簡が一五七一年、一五八四年、一五八六年、一五九七年とエリザベス治世期中四度に渡つて州長官等地方の官職者に送付されている。⁽¹⁹⁾ したがつて選挙に関して中央から地方への働きかけが行われたのはほぼ間違いないのであるが、しかし「思慮深く十分な資質を備えて」おり、政府に対して「好意的な態度」という言葉からだけでは、枢密院の目的が積極的に政府を支援するような人物の選出にあつたのか、それとも単に議事運営の妨げになるような人物の排除にあつたのかは、やはり判断できないのである。

3. 議会内におけるパトロンと議員

ここまでの議会実務家と議員選出を巡る考察から、問題となるのはパトロンがクライアントの議員選出に便宜を図り、その見返りとしてクライアントが議会内でパトロンの意向に沿った活動を行ったのかどうか、そしてこうした関係をさらに活用するために政府あるいは有力者個人によって議席創設の圧力がかけられたのか、という点である。次にこの問題について、同時代の有力者と議員選出及び議員内活動との関係を中央と地方それぞれの視点から論じている先行研究をもとに考えてみたい。

S・アダムスは、レスタ伯ロバート・ダドリーのクライアント達が選出された議会でのような活動を行っているかを、レスタ伯が中央で権力を保っていた一五五九年から一五八四年までの議会で検討している⁽¹⁾。検証過程は割愛するが、そこから得られた結果としてアダムスは次のように結論づけている。多少レスタ伯を利するような活動を行っている議員も見受けられるものの、レスタ伯は元来そうした行動を期待して議員指名を行っていたわけではなかった。すなわちレスタ伯の関心は下院に特

定の個人を選出する点のみにあったのであり、議席のコントロールにはなかった。また枢密院の議会選挙に対する(特に巡回書簡に示されているような)姿勢は枢密院全体としての行動の一部であり、個人的な党派躍進を狙ったものではなかった。「この点においてレスタ伯のクライアント達と『枢密院の議会実務家』は単独のあるいは複数の個人によって利用されたのではなく、枢密院が下院に選出されることを望んだ(一五七一年の巡回書簡にあるような)『賢明で謙虚な人々』を構成したに過ぎなかったのである⁽²⁾」したがって「活動的なエリザベス治世期の議員達が活動的であったのは彼らがそう望んだためであり、彼らが党派に利用されたり枢密院の議会実務家であったりしたためではなかった。」レスタ伯は下院における自らのクライアントの行動を指示したり調整したりする試みを実際には全く行っていなかったようであり、その下院における影響力は間接的なものでしかなかった。「(パトロンによって)熟慮された利害関心にもとづく積極的な指示ではなく、活動的であろうとする議員に対して(ピューリタン煽動者に対するのと同様の)寛容的な雰囲気創りが創り出されたことによって、彼らは結果を恐れずに自分の見解を表明しえたのであった。

もし事態が手に負えなくなる可能性があつたとすれば、そして実際にそうなつてしまつたのであるが、それは自由な議会の性質に存するものであり、党派政治によつて生み出されたわけではなかつたのである。⁽³⁾

これはレスタ伯だけでなく他のパトロンのクライアントにも当てはまつたようである。同様の調査をジェームズ一世治世期初頭のソールズベリ伯ロバート・セシルのクライアント達⁽⁴⁾について行つたS・ホリングスは次のように述べている。「もし多数の『セシル派』が議会に議席を得ていたとすれば、ジェームズ治世期最初の議会はソールズベリ伯にとつて顕著な成功を収めていたはずである。なぜそうならなかつたのかを理解するためには、セシルのパトロネージネットワークがどのように運営されてきたのかを探求する必要がある。ソールズベリ伯のクライアントであることは議会において伯や政府を支持することを約束するわけではない。⁽⁵⁾」基本的には、議会は国王の政府と統治者階層とが相対する場であつた。国王の官職者達は自分達が望む議会課税の水準と若干の法案通過を達成しようとしていたように見えるが、しかし通常こつした事項はそれ程多数ではなかつた。地方統治者達は、自分達の役割がクライアントの願望や感情を正確

に代弁することであり、もしそうしなければ自分達を選出した人々に対して不誠実となる、と固く信じてウェストミンスターに来ていたのである。これが一連の議会日程の初頭において常に不平に関する質問が噴出していた理由である。地方の苦情を軽減する議論において、地方統治者達は自らをソールズベリ伯のような献身的なパトロンであると思つていた。というのも中央は周縁の問題に対処しなかつたので、地方の不満が高まつた状態では有効な統治は行いえなかつたのである。⁽⁶⁾「もし法案の通過に際しクライアント達⁽⁷⁾がその施行を担わなければならぬ地方でかなりの反対に遭うような場合には、下院において彼らに無条件に政府法案を支持させることは、それが純粹にクライアントとしての忠誠によるものであつたとしても、ソールズベリ伯にとつて有用ではなかつた。」⁽⁷⁾そして一六二〇年代にバッキンガム公ジョージ・ヴィリヤーズが実権を握つた後、議会在が紛糾し中央と地方の關係が悪化していった原因について、次のように述べている。「ソールズベリ伯支配下の政府で經驗を積まなかつた、統監になるまで地方統治に携わつたことの無かつたバッキンガムは、なぜ議会在こつした意見表明の自由が与えられるべきなのか理解できなかつた。他のジェーム

ズ治世後期の寵臣達と同じく、バッキンガムが求めたのは正直な意見の上申ではなく自分への迎合であり、ともかくも不満を表明された場合には、それを反抗の印と解釈したのである。チャールズとバッキンガムは無条件の支持が得られなければ、直ちに地方官職の保有と議会で行動を関連づけた。そうすることで彼らは危険で極めて不安定な政治システムを生み出してしまったのである。⁽⁸⁾「ホリンググスの見解は議員の地域代表的な側面を若干強調しすぎる嫌いがあるが、しかし議會をパトロネージシステムに組み込まれた一制度として捉えるという点では的を射ているように思われる。

次に議席創設を中心テーマに据えた、ほとんど唯一の地方史研究であるG・ハスラムの論文を概観してみよう。⁽⁹⁾ハスラムはまずコーンウォールで議席が創設されたのが大抵政府の権力基盤が弱い状態の時であった点⁽¹⁰⁾、また国王の影響力の強いコーンウォール公領内でいずれも住民が千人に達しない四都市がほぼ同時期に代表選出権を付与された点に着目し、中央政府による干渉の意図が存在したことを示唆している。しかし小規模で、孤立し、周辺の習慣や地域にかなり依存しているコーンウォールの特権都市の人々は、その周辺地域を支配している有力者

を完全に無視することはほぼ不可能であった。これら地方の有力ジェントリの一族は一六世紀後半を通じて公領の官職を独占しており、国王が議席創設直後に当初の目的を多少達成できたとしても、長期的な恩恵を受けたのはキリグルー家、アランデル家、ゴドルフィン家、エツジカム家、トリロニー家といった一族であったとされている。政府の基盤が強固で安泰である期間においては、国王は地方の人々に官職や名譽を分け与える余裕があり、公領はテューダー治世期になりふり構わぬ多数派工作を自らあるいは強制されて行つてはいないのである。すなわち国王は組織的あるいは持続的な干渉を行わなかったのであり、王権が直接的な関心を公領に寄せたのは危機が迫った短い期間のみであった。⁽¹¹⁾

またコーンウォールには公領とは別に錫採掘に携わるスタナリ (stannary) と呼ばれる人々・地域が存在し、スタナリ法の下で特権が与えられ独立した行政・司法・立法機関を有していた。⁽¹²⁾ その長であるスタナリ長官の権利と特権は政治権力と密接に結びついており、一六世紀においてスタナリ長官は同時に公領の行政組織のトップにあたる家令 (High Steward) でもあった。家令は一七世紀初頭まで公領において最も名声があり、その限りに

おいてパトロネージの大半と都市選挙における影響力は
 いかなるものであれ、全てではないにしても、この官職
 から発揮されることが多かったのである。もちろん家令
 や長官は自ら職務を遂行したわけではなく副家令や副長
 官といった代理人にこれを委託した。そしてこうした官
 職には地方の有力者が任命されたのであり、彼らはむろ
 ん地域的利害の代弁者となりえたのである。それまで西
 部地域の支配権を握っていたエクセター伯が、トマス・
 クロムウェルとの派閥争いに敗れ一五三九年に処刑され
 た後、一六世紀中に任命されたスタナリ長官は四人いる
 が、この内一人を除いてコーンウォール出身者は存在し
 ない。⁽¹³⁾ 国王はその官職に付随する莫大な政治的・経済的
 資源に警戒して、一五八五年にウォルター・ローリーが
 任命されるまで地元出身者の指名を注意深く避けていた
 ようである。そのウォルター・ローリーも、女王の支持
 が無ければ社会的、経済的、政治的基盤を全く持ちえな
 かった。⁽¹⁴⁾

具体的にエリザベス治世期において選出された議員に
 ついてなされている分析は次の通りである。州選挙区で
 は一五八四年を除きいずれの選挙においても一名は公領
 の官職者が選出されていが、一六〇一年に選出されたウ

エリザベス治世期における下院議席の創設(上)

(表2) 初期テューダー朝期(1529-1558年)
 コーンウォール州内都市選出議員内訳

	西部諸州 出身者	「外部」 出身者	サンプル 合計数	西部諸州 出身者割合
公領都市	82	70	152	53.95%
それ以外	31	21	52	59.62%

(表3) エリザベス治世期(1559-1601年)
 コーンウォール州内都市選出議員内訳

	西部諸州 出身者	「外部」 出身者	サンプル 合計数	西部諸州 出身者割合
公領都市	94	125	216	42.92%
それ以外	74	42	116	63.79%

共に G. Haslam, 'The Duchy and Parliamentary Representation in Cornwall, 1547-1640', *The Journal of the Royal Institution of Cornwall*, n. s. 8, 1980, p. 235. の TABLE C, D をもとに作成

オルター・ローリー以外全ての公領官職者は州の指導的
 ジェントリであった。したがって彼らがコーンウォール
 を代表するのは当然であり、公領の影響が州選挙に及ん
 でいたとは決して断言できない。都市選挙区における公
 領の影響は、一五二九年から一六〇一年の間に議会に選
 出された者の出身を分析することで明らかにする(表
 2)(表3)⁽¹⁵⁾。テューダー朝前期においては、公領と結び
 つきのある都市選出議員の内平均して五三・九五%が地
 元出身者であり、公領から独立している都市では五九・

六二%であった。エリザベス治世期になるとこの差がかなり増大している。公領都市は平均して四二・九二%であるのに対し、他の都市では六三・七九%となっている。この理由となつてゐるのが、公領都市の三分の二を占め、エリザベス即位直後あるいは治世中に創設された新議席であると考えられる。また時として公領官職者が公領の影響力が及ばないコーンウォール州内の都市に議席を得ていた点も注目し得る。官職者は下院議席のためにいかなる場所であれ自らの影響力に依存したのである。公領都市から選出された公領官職者の大部分はコーンウォールの人間であつた。コーンウォール都市を代表するところが予期された有力な一族がその議席を得られたのは、一部には議席が多数存在していたためであるが、一部には一六世紀においては公領官職が西部出身者で占められていたためでもあつた。他方で家族や生まれによる西部の州との結びつきを持たない人物の選出が、公領あるいは他のパトロンの影響力によるものであることを自動的に意味するわけでもない。自らの影響力、経済的利害、あるいは友人関係でさえも議員指名に結びついたのである。しかしながら、西部以外の出身者が選出議員に占める比率の高さは、州内政治の枠を超えた利害を有する

パトロンの活動が持続的であつたことを示している。

このように見てくると、一六世紀におけるコーンウォール諸都市の選挙史からは複雑な像が浮かび上がってくる。パトロネージは一つの官職あるいは一人の個人に集中してはおらず、様々な政治的要素に分配されていた。それはすなわち宮廷及びその行政上の派生物としての財務府、公領、地方ジェントリ等であり、これが当時の政治危機に容易に適応できる柔軟な基盤を構成していた。家令や長官といった官職の受領者は、パトロンとしての権限を自由に発揮できたわけではなく、ロンドンに基礎を置く中央行政と地方の利害との均衡を図らなければならなかつた。家令は公領の行政組織において最も名声があり権限のある代表者であつたが、常に命令を下せる立場にあつたわけではなかつたのである。

アダムス、ホリングス、ハスラムの研究は、細かな点で差異があるとはいえ全体としてはほぼ同一の方向を指し示しているように思われる。すなわち少なくとも一七世紀初頭まではイングランドの政治世界はパトロネージに依存して機能する度合いがかなり強かつたが、しかし中央、地方のどのレベルにおいてもパトロンはクライアントに対する強力な拘束力を有していたわけではなく、

むしろこうした状況の故にこそ微妙な均衡が成り立ち、何とか統治の安定が図られていたということである。ノ

ルベルト・エリアスは、近代フランスの宮廷人は「自分が国王に依存していたから宮廷へ参内しただけではない。ただ宮廷への参内と宮廷社会内での生活を通してのみ、他の全ての者との距離を維持することができたので、それで彼らは国王に依存し続けたのである。そしてこの他者との距離が彼らの心の平安や宮廷貴族としての威信、要するに彼らの社会的存在と個人としての存在感の根幹をなしていたのである。」⁽¹⁶⁾と述べているが、今この文章の「国王」を「パトロン」に、「宮廷」を「パトロネージ」に置き換えれば、この主張はほぼ近代初期イングランドの政治世界にも適用できるであろう。そうであるとすれば、このような社会でパトロンが無制限に権力を発揮するのは不可能であった。「その折その折に人々が理解していたような権力行使の特権、つまり、人間のその折その折の図柄に応じた権力行使の機会を考慮に入れて、行動様式の調整」⁽¹⁷⁾がなされなければ、その社会内部で生き抜いてゆくことはできなかつたのである。したがって、中央の有力者が枢密議官としてであれ個人としてであれ、何らかの特定の行動を議会で取らせるために、パトロネ

ージを利用して議席の確保を図ったと考えるのは、極めて疑わしい仮説であると言わざるをえない。

以上見てきたように、トップダウン型②が議論の中心に据えていた議会実務家という概念はそもそもグレイヴスがノートンの性格を表すために用いたものであり、これを他の議員までも幅広く包含する一カテゴリーのように扱えば、その用法が不明確になるのは必然であった。たしかに残存している史料から推察すると、何らかの選挙干渉を行おうという意図が中央にあったのはほぼ確実である。しかし先行研究は、議員選出時におけるパトロンのクライアント関係がクライアントの議会内での活動に強い拘束力を持ちえないという事実を示しているように思われる。このように考えてみると修正主義者が想定したような意味での議会実務家の存在自体が霞んでくることになる。それゆえ議会実務家という曖昧な概念を議席創設理由の検証に用いるのは方法的に問題があり、議員個人に注目して何らかの実証性を有する論証を行うためには、各議員の性質をある程度明示しうるような具体的な基準を設定する必要に迫られるのである。

4. 新議席選出議員における議会活動の全般的 検討

a. 調査方法

上記のような理由から、本稿では初めに議席創設後の当該議席から選出された各議員の議会内での活動をもとにこれまでの議論を検討し、次にその結果を他の史料と照らし合わせて検証するという順序で議論を進めてゆきたい。そこで今回筆者が採用したのは各新議席選出議員の議会内での活動を下院議事録⁽¹⁾、及びサー・サイモン・デューズ (Sir Simonds D'Ewes) 編纂による議事録⁽²⁾に依拠して列挙し、活動の頻度と内容を調査する方法である。この調査の利点は特定の選挙区や議員個人の情報にとらわれず、包括的な視点から全議員の活動実態を概観できる点にある。もっともこの方法には当然短所も存在する。第一に活動という言葉の定義に関わる問題がある。ここで活動を各議員の行動一般と規定すれば、その範囲は必ずしも議会内のみに限定されるものではない。するとパトロンや他の議員との交際あるいは院外団との接触のような議会外での行動は、今回の調査対象からは抜け落ち

ることになるのである。第二に史料上の問題が挙げられる。当時は近代的な議事記録制度が存在せず、個人的な備忘録としての意味合いの強いこれらの史料はかなり客観性、正確性を欠いている。例えばデューズの議事録は同時代人によって記録されたものではなく一七世紀になつてから編纂されたものであり、そこには著者の判断で割愛された部分が数多く存在することが指摘されている⁽³⁾。また下院議事録はエリザベス治世期の第一議会から第四議会までしか現存せず、さらにデューズの議事録もエリザベス治世期以降しか取り扱っていないため、それ以前については調査が不可能である。これと関連して第三に問題となるのは、調査対象となる時間的範囲設定に内在する限界である。すなわち今回はエリザベス治世期という枠組みを設定しこの期間を一括して把握するという形式を採らざるをえなかったために、この期間内、特に一五九〇年代以降に生じた大きな政治的・社会的変動の影響を捉えるのは困難となるのである。以上のような欠点を抱えてはいるものの、絶対数を問題にするのでなければ多少ともこの調査は有効性を持つと思われる、一部の史料にとらわれず全新議席選出議員を一律の基準で調査する点では一定の価値があるものと思われる。

今回は HPT の各議員の項目に記載されている下院議事録、デューズの議事録への参照から、適宜両史料に照らし合わせて議会内での活動と思われるものをピックアップしていった。ここで活動のカテゴリーに算入したのは、大部分が各委員会への任命、議場での発言である。また動議の提出、両院協議会への出席、貴族院への意見伝達等も活動と認めて妥当と思われるのでこれに含めた。逆に会期終了以前のウェストミンスターからの早期離脱認可⁽⁴⁾や、負債・相続問題等での参考人招致といった記録については、自発的な活動とは見なせないため除外した。なお下院議事録が現存する期間において、下院議事録とデューズの議事録の双方に同一の記録がある場合には、重複が起こらないようにした。また協議・発言内容が同一でも、日付が異なる場合はそれぞれ独立の活動と見なした。さらに委員会への任命は、特に地域に関する事項の場合地域単位で行われることがあり、この際個人名は記載されず各議員が実際に出席したかどうか判断することも不可能であるが、一応出席したものとして活動の一つと見なした。したがって史料から推測されうる最大数の活動を数え上げることになる。

b. 活動頻度

では実際に調査結果を検討してみたい。初めにその内容に関わらず各議員の活動回数の上に注目してみたい。(表4)は創設された議席で当選した議員がその会期中に活動していたかどうかを会期ごとに示したものである。○は少なくとも一度以上活動の記録が残っていることを、◎はさらに五度以上の活動記録が残っていることを表している。影が付いている会期で選出されている議員はその選挙区のある州内に所領を有している地元選出議員であることを示している。都市名の順序は選出権が付与された年代順となっている。

この表を一見して分かるのは、議会で活動している議員が絶対的に少数であるということである。もつともこれは前述したように当時の議会全体に言えることである。⁽⁵⁾また新議席における各会期の活動記録割合の変化傾向も全体の傾向と大体において一致している。⁽⁶⁾したがって新議席選出の議員がその他の議員と比較して目立った活動をしていたわけではなかったということになる。

次に選挙区ごとの相違を見てみたい。ローチ、ボールら修正主義者の意見によれば、ランカスター公領⁽⁷⁾、コーンウォール公領等比較的国王が影響を及ぼしやすい地域

当該会期内議員活動

1586(S)	1586(J)	1589(S)	1589(J)	1593(S)	1593(J)	1597(S)	1597(J)	1601(S)	1601(J)	合計	地元	外部	議員合計
							○			2	0	2	20
										3	0	3	20
						○	○		◎	4	2	2	20
										3	0	3	20
				○	○					4	2	2	18
	○	○		○	○		○	○	○	11	10	1	18
				○	○			○	○	6	4	2	18
	○							○		3	1	2	18
			○	◎						4	0	4	18
						◎	○			4	3	1	18
								○		4	3	1	18
○		◎				○	○			6	3	3	16
				○	◎					3	0	3	16
		○		◎	○			◎		6	2	4	16
			○	○						3	0	3	16
						○	○			3	1	2	16
		◎				○	○			5	2	3	16
								○		2	0	2	16
		○		○		○	○	○		6	5	1	16
				○	○	○		○		6	3	3	16
		○			○	◎			◎	4	0	4	14
					○		○			2	1	1	12
										0	0	0	12
	○									2	0	2	12
		○			○	○	○			4	3	1	12
			○					◎		2	1	1	12
						○				1	0	1	12
			○		○					2	0	2	12
				◎	○					2	2	0	12
						○		○	○	4	1	3	12
		○								1	0	1	12
				◎	○	◎		○		4	1	3	10

(表4) 新議席における

州名	都市名	1559(S)	1559(J)	1563(S)	1563(J)	1571(S)	1571(J)	1572(S)	1572(J)	1584(S)	1584(J)
LANCASHIRE	CLITHROE *							○			
LANCASHIRE	NEWTON *			○				○	○		
SUFFOLK	SUDBURY *										○
CORNWALL	TREGONY **					○			◎	◎	
YORKSHIRE	BEVERLEY						○	○			
KENT	MAIDSTONE			○			○	◎	○		
SOMERSET	MINEHEAD							○	○		
CORNWALL	ST.GERMANS **							○			
CORNWALL	ST.MAWES **					◎			○		
HAMPSHIRE	STOCKBRIDGE *						○		○		
STAFFORDSHIRE	TAMWORTH							○		○	○
SUFFOLK	ALDEBURGH							○			○
HAMPSHIRE	CHRISTCHURCH							○			
GLOUCESTERSHIRE	CIRENSTER							○	○		
CORNWALL	EAST LOOE **					○					
NOTTINGHAMSHIRE	EAST RETFORD								○		
SUFFOLK	EYE					◎		○			
CORNWALL	FOWEY **						○				
OXFORDSHIRE	NEW WOODSTOCK									○	
KENT	QUEENBOROUGH					○					○
DORSET	CORFE CASTLE										
DEVON	BERE ALSTON										
SHROPSHIRE	BISHOP'S CASTLE										
CORNWALL	CALLINGTON **										◎
SURREY	HASLEMERE										
HAMPSHIRE	LYMINGTON										
HAMPSHIRE	NEWPORT I.o.W.										
HAMPSHIRE	NEWTOWN I.o.W.										
YORKSHIRE	RICHMOND										
HAMPSHIRE	WHITECHURCH										○
HAMPSHIRE	YARMOUTH I.o.W.										
HAMPSHIRE	ANDOVER										

・選挙年度横の(S)(J)は、それぞれ Senior Member (第一位選出議員), Junior Member (第二位選出議員) を示す

・○は少なくとも 1 回以上, ◎は 5 回以上の議会内活動が認められる議員

・*はランカスター公領所属の都市

・**はコーンウォール州内の都市

・影付き箇所は地元選出議員

の新議席から議会実務家が選出されていたことになる。またエリザベス女王の従兄弟の息子にあたり、女王から寵愛を受けていたサー・ジョージ・ケアリーのみの影響力によって選出権が付与されたワイト島の三選挙区もこれに含めることができるだろう。⁽⁸⁾ トップダウン型⁽²⁾の議論からすれば、こうした選挙区選出の議員が議会実務家となる確率が高く、活動回数も他の選挙区と比べて多くなるはずである。ところがそうした推測は、この表を見るとあっさり裏切られる。ランカスター公領に含まれる都市の内、ランカシャーのクリスロウ、ニュートン、サフォークのサドベリは議員合計一八に対して活動の記録がある議員がそれぞれ二、三、四、ハンプシャーのストックブリッジは一六に対して四となっている。コーンウォール州内の都市を見ると、トレゴニー、セント・ジヤーマン、セント・モウズは合計一六に対していずれも四、イースト・ルーとフォウイは一四に対して三と二、カリンントンは一〇に対して二となっている。ワイト島ではニューポート、ニュータウン、ヤーマスがそれぞれ一〇に対して一、二、一となっている。この数値は他の都市と比較して決して高くはなく、むしろ低い数値である。さらに五回以上の活動が記録されている議員は新議席全

体で二人いるが、ランカスター公領、コーンウォール州内、ワイト島の選挙区に限ると六人、わずか三%に過ぎない。逆に活動数が最も多くなっているのはケントのメイドストーン選挙区の一である。その他活動数が五を超えているのは、サマセットのマインヘッド、サフォークのオールドバラ、グロスタシャーのサイレンスター、サフォークのアイ、オックスフォードシャーのニュー・ウッドストック、ケントのクイーンバラの各選挙区である。これらの選挙区は共通して地元率が五〇%以上と比較的地元率が高く、筆者の前稿の分類でゆけば都市²(メイドストーンのみ都市¹)のカテゴリーに含まれる。⁽⁹⁾ これらの都市はパトロンの干渉を全く受けないというわけではないが、相対的に独立性が高いことが想定される。さらに活動が記録されている議員の多くが地元選出議員であり、こうした議員が全活動の七割を占めている。したがってこれらの都市は国王による議会実務家の指名というパターンに当てはまりにくいタイプの選挙区であると言える。

次に(表5)の検討に移りたい。(表4)は各議員が新議席から選出された当該会期における活動の有無を示したものであったが、(表5)は特定の会期に限定せ

ず、議員歴全体を通じて五回以上の活動が記録されてい
る議員を示したものである。これは新議席からの選出が
直接その会期内での活動には結びつかなくとも、その後
の会期のための経験を積むことに役立てられていたの
はないかという可能性に対する調査である。五回の活動
というのは一人の議員の活動数として取り立てて多数で
あるというわけではないが、あまり高い基準に設定する
とサンプル数が極端に少なくなってしまうため、一応五
回以上を活動的議員とした。表中の○は当該会期内でも
一度以上の活動が認められる議員、△は認められない議
員を表している。(表4)の時と同様にランカスター公
領、コーンウォール、ワイト島各選挙区の数値を見てゆ
くと、クリスロウ三、ニュートン三、サドベリー、トレ
ゴニー六、セント・ジャーマンズ五、セント・モウズ三、
ストックブリッジ三、イースト・ルー三、フォウイ二、
カリンントン二、ニューポート三、ニュータウン一、ヤー
マス二となっている。全体の平均が二・七二であるのに
対しこれらの選挙区の平均は二・八五と、今回は他の新
議席と比較して同等か若干高めの数値となっている。よ
って当該会期内での活動は少なかったとしても、これら
の選挙区が議会実務家への足がかりとなっていた可能性

は否定できないように思える。一方で活動的議員が最も
多いのはやはりメイドストーン選挙区で一、ついでニ
ュー・ウッズストック、クイーンバラ選挙区がそれぞれ
七、五となっている。ここでも活動的議員は九割以上が
地元選出議員である。これらの選挙区と比較すると、ラ
ンカシャー公領、コーンウォール、ワイト島の各選挙区
は全体として平均を上回っているとはいえず、トレゴニー
の六、セント・ジャーマンズの五を除けば取り立てて数
値が高いとは言えない。したがって、少なくともこれら
の選挙区が確実に議会経験を積ませるための場であった
とは断言できないだろう。

(表4)、(表5)の活動回数という表面的な数値のみ
から推測されるのは次のようなことである。すなわち新
議席が他の選挙区と比較して多数の活動的議員を選出し
ているわけではなく、さらに修正主義の議論において特
に議会実務家の選出が期待されうる選挙区選出の議員が
特別活動的な議員であるとも言えない。また議員歴を通
じて活動的な議員が新議席でいわば修行を積むという可
能性は全くありえないというわけではないものの、あつ
たとしても一部の選挙区のみに限られる。逆に議員の活
動回数が多くなっているのは、新議席の中でも国王が直

おける活動的議員

1586(S)	1586(J)	1589(S)	1589(J)	1593(S)	1593(J)	1597(S)	1597(J)	1601(S)	1601(J)	○+△	○	地元	外部	議員合計
							○			3	2	0	3	20
									○	3	3	1	2	20
										1	0	1	0	20
										6	3	0	6	20
										3	2	1	2	18
△	○	○					○		○	11	8	10	1	18
								○		1	1	1	0	18
	○					△		○		5	2	4	1	18
			○	○						3	3	0	3	18
						○				3	3	2	1	18
										1	0	0	1	18
○		○								4	3	1	3	16
				○	○					3	3	0	3	16
				○				○		2	2	0	2	16
			○							3	2	0	3	16
										0	0	0	0	16
		○								2	2	1	1	16
				△						2	1	0	2	16
△		○		○		○		○		7	5	6	1	16
△	△		△				△	○		5	1	5	0	16
						○			○	2	2	0	2	14
							○			3	1	0	3	12
										0	0	0	0	12
				△						2	1	0	2	12
										0	0	0	0	12
								○		1	1	1	0	12
		△		△						3	0	0	3	12
					○					1	1	1	0	12
				○					△	2	1	1	1	12
										0	0	0	0	12
△										2	0	1	1	12
				○	○	○				3	3	0	3	10

(表5) 新議席に

州名	都市名	1559(S)	1559(J)	1563(S)	1563(J)	1571(S)	1571(J)	1572(S)	1572(J)	1584(S)	1584(J)
LANCASHIRE	CLITHROE *				△			○			
LANCASHIRE	NEWTON *			○					○		
SUFFOLK	SUDBURY *			△							
CORNWALL	TREGONY **	△				○		△	○	○	△
YORKSHIRE	BEVERLEY						○	○		△	
KENT	MAIDSTONE			○			○	○	○	△	△
SOMERSET	MINEHEAD										
CORNWALL	ST.GERMANS **			△						△	
CORNWALL	ST.MAWES **					○					
HAMPSHIRE	STOCKBRIDGE *						○		○		
STAFFORDSHIRE	TAMWORTH					△					
SUFFOLK	ALDEBURGH							○		△	
HAMPSHIRE	CHRISTCHURCH							○			
GLOUCESTERSHIRE	CIRENSTER										
CORNWALL	EAST LOOE **					○			△		
NOTTINGHAMSHIRE	EAST RETFORD										
SUFFOLK	EYE					○					
CORNWALL	FOWEY **						○				
OXFORDSHIRE	NEW WOODSTOCK									○	△
KENT	QUEENBOROUGH										
DORSET	CORFE CASTLE										
DEVON	BERE ALSTON									△	△
SHROPSHIRE	BISHOP'S CASTLE										
CORNWALL	CALLINGTON **										○
SURREY	HASLEMERE										
HAMPSHIRE	LYMINGTON										
HAMPSHIRE	NEWPORT I.o.W.										△
HAMPSHIRE	NEWTOWN I.o.W.										
YORKSHIRE	RICHMOND										
HAMPSHIRE	WHITECHURCH										
HAMPSHIRE	YARMOUTH I.o.W.									△	
HAMPSHIRE	ANDOVER										

・選挙年度横の(S)(J)は、それぞれ Senior Member (第一位選出議員), Junior Member (第二位選出議員) を示す

・*はランカスター公領所属の都市

・**はコーンウォール州内の都市

・影付き箇所は地元選出議員

・○は生涯で5回以上の議会内活動が認められる者の内、当該会期内でも活動が認められる者

・△は生涯で5回以上の議会内活動が認められる者の内、当該会期内でも活動が認められない者

接影響力を及ぼしてはならず、さらに比較的地元選出議員の多い選挙区であった。今回はエリザベス治世期に創設された議席に関してのみ調査を行ったため、選挙区全体がこうした傾向にあったかどうかは定かではない。しかしこの限定された選挙区内においてさえ、メイドストーンを初めとする議員活動数の多い都市グループが存在する以上、数的にトップダウン型②の説を裏付ける根拠は弱いように感じられる。

c. 活動内容

では次に活動総数の調査には表れてこない活動内容について検討してゆきたい。HPTでは委員会、発言のそれぞれの内容が六つに大別されているため、ここでもそれに従うことにする。ただし分類の明確な基準が示されていないため、今回の調査では各内容に該当すると思われるものを筆者独自の判断で分類していった。では分類項目それぞれについて見てゆきたい。最初の「宗教」(Religion)は宗教全般に関わる事項である。例えば国教忌避者に対する法案、ピューリタンに対する法案、さらに教会の建設等に関わる法案もこの項目に算入した。次の「補助税」(subsidy)は国王・枢密院側からすれば議会

開催の第一目的であった補助税認可のための委員会及びその場での発言がこれにあたる。「社会・経済立法」(social and economic legislation)は社会・経済に関わる事項一般であり、その内容はかなり多岐にわたる。毛織物、靴、ビール醸造といった各カンパニーに対する保護規制から、橋梁や港湾、学校の建設、湖沼の干拓、居酒屋に対する規制や救貧に関する事項に到るまで、実に様々な事項がこのカテゴリーに含まれている。次の「主要議題」(main business)は各会期で中心的な審議事項となつたものである。治世前半では女王の結婚問題や王位継承問題、半ばでは北部反乱と関連したスコットランド女王メアリに対する処遇問題、一五九〇年代は独占に関する問題等がこれにあたる。各会期の主要議題は(表6)にまとめたので参照していただきたい。しかしこの「主要議題」の内容は当然他の項目と重複する場合が存在するわけで、その際の区分がHPTの記述からは今ひとつ判然としない。ノーフォーク公やメアリに対する発言等は容易にこの項目に分類できるが、例えば宗教問題は特に治世初期において主要な問題でもあったし、また治世後期の独占に関する問題は当然経済の領域にも区分しよう。こういった場合は適宜判断して妥当と思われる方へ

分類した⁽¹⁰⁾。「法律問題」(legal question)は法律そのものや法的手続き上の問題に関するものである。これもあまり明確な区分はできない項目であるが、「法律問題」と記されている事項や特権に関する事項、不正な不動産譲渡や相続方法に関する事項等を一応これに含めた。以上五項目に含まれない事項が「その他の事項」(other subjects)にあたる。その大部分は個人に対する負債や土地に関する事項、あるいは特定の地域全体に関する事項等である。

(グラフ1)、(グラフ2)は以上の基準に従って今回の調査結果から作成したものである。(グラフ1)は新議席全体の、(グラフ2)はエリザベス治世期に創設されたランカシャー、コーンウォール、ワイト島選挙区選

(表6) 各会期の主要議題

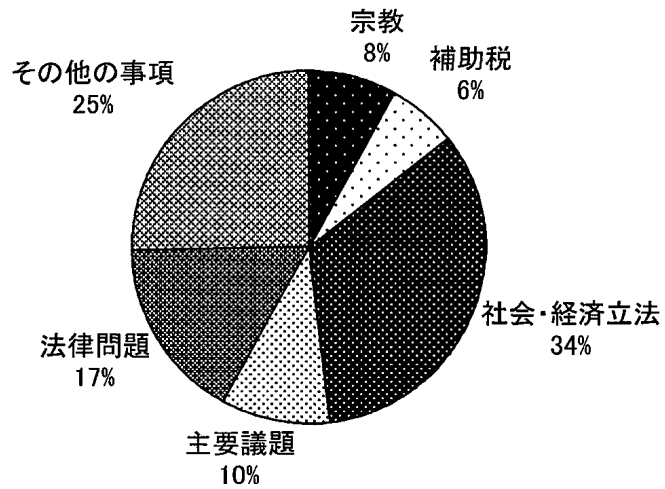
1559年	女王の結婚・王位継承
1563年	王位継承
1571年	反逆罪法案
1572年	メアリ・ステュアート
1584年	女王の安全
1586年	メアリ・ステュアート
1589年	財務府・徴発権
1593年	(補助税)
1597年	独占
1601年	独占

P. W. Hasler, *The House of Commons, 1558-1603*, vol. 1, Appendix I-Xをもとに作成

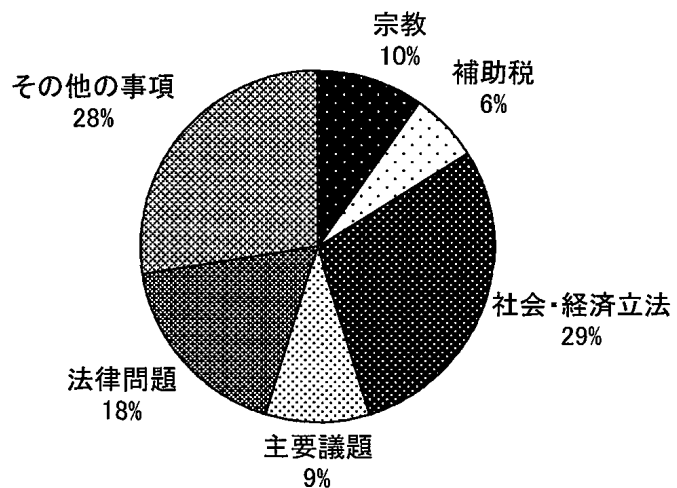
出議員の活動内容を円グラフで示したものである。(グラフ3)はHPTに掲載されている各会期の活動内容をパーセンテージで示した表⁽¹¹⁾と各会期の都市選出議員数からエリザベス治世期全体の都市議席選出議員が任命された委員会内容の内訳を算出し、円グラフで示したものである。(グラフ1)(グラフ2)は委員会、発言その他全ての活動を含めたものであるが、(グラフ3)は委員会のみから算出されたものであり、さらに以上述べてきた分類基準の曖昧さのため、両者を単純に比較することはできない。特にあまり細かい数値の差異への着目は無意味であることを念頭に置いておいて頂きたい。

さてこのグラフを実際に検討してみたい。最も多いのはいずれのグラフも「社会・経済立法」であり、「主要議題」の三倍程度を占めている。議員の議会活動の比重が政治問題ではなく、社会・経済問題に置かれていた実態が窺える。(グラフ1)(グラフ2)で次に多くなっているのがその他の項目であるが、これはHPTではいずれかの項目に分類されていても、筆者が分類しきれなかった事項が多数存在したためと思われる。以下いずれのグラフも順に「法律問題」、「主要議題」、「宗教」、「補助税」となっている。全体を見て気がつくのは(グラフ

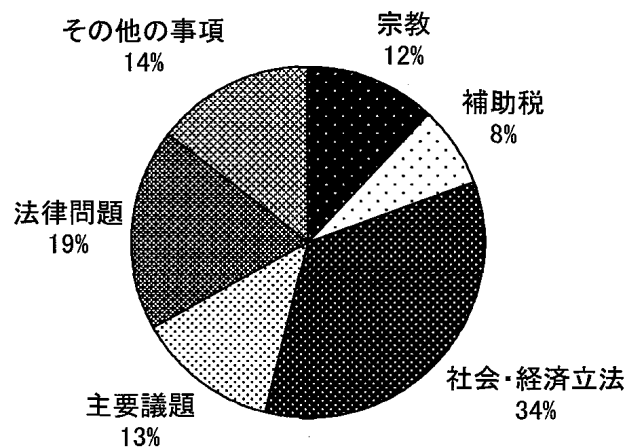
(グラフ1) 活動内容内訳 (新議席全体)



(グラフ2) 活動内容(ランカシャー・コーンウォール・ワイト島)



(グラフ3) 全都市議席選出議員任命委員会内容内訳



1) (グラフ2) は内容比率がほとんど同一であり、(グラフ3) も (グラフ1) (グラフ2) のその他に含まれる事項が各項目にほぼ過不足無く分配されている他はやはり大体同じような比率であるということである。トッブダウン型②の主張に従えば、新議席選出議員は国王・政府側の立場から議事運営を円滑に進める活動を行うはずであるから、(グラフ1) は (グラフ3) より主要議題や補助税に関する事項が増加することが予想される。

ところがこの調査ではそうした傾向は見受けられず、むしろ減少している。また中でも議会実務家の選出が期待されるランカシャー公領、コーンウォール、ワイト島選出議員の活動内容を示した(グラフ2)の数値も、(グラフ1)や(グラフ3)と比較しても特に増大しているわけではない。したがって議会活動の内容からも、トッブダウン型②を明確に支持する論拠は見出されなかった。

P. W. Hasler, (ed), *The History of Parliament: The House of Commons, 1558-1603*, vol. I, p. 66 をもとに作成

5. 活動的議員

以上ここまでの調査から、議席の創設は少なくとも議席操作を主要な目的としてはいなかったのではないかと推測できる。国王による「詰め込み」にしても議会実務家の選出にしても、従来のトップダウン型の議論が支持される程、他の都市議席選出議員と新議席選出議員との間で活動回数においてもその内容においても顕著な相違は認められない。かといってニールのボトムアップ型の議論も、メイドストーン等それが該当する選挙区も散見されるが、全体的な活動数の少なさという点でやはり他の都市議席と同様の傾向にあることから、地方ジェントリの政治意識の高まりを新議席創出の根拠に置くのには疑問が残る。

では次に議会での議員の活動をより史料に即した形でさらに詳しく検討してみたい。とはいえ当該期間における新議席選出の議員に限っても延べ四九四名もおり、全ての議員について見てゆくことは到底できない。そこで新議席から選出されている会期において、活動が盛んであった議員に焦点を当ててみたい。というのも、前述し

たように当時は議会内での活動が全体的に極めて低調であり、そうした状況にあって活動数が多いということはそこに何らかの強い動機が存在したと推定されるからである。⁽¹⁾ここでは、(表4)で◎で示された議員、すなわち当該会期で五度以上の議会内活動が認められる議員をひとまず活動的であると定義し、⁽²⁾本章で彼らの経歴、議会選出の背景、地元との関係を順に概観する。さらに章を改め、少数ではあるが史料に残された各議員の発言を歴史的コンテキストに置き直して、新議席選出議員の活動動機を検討してゆきたい。

a. 各議員の経歴

では今回検討の対象とする一八名の議員について、それぞれの経歴を簡単に見てゆこう。選出された選挙区と会期、選出要因、及び不動産所有地は(表7)にまとめた。なおここに挙げる議員の順番は、原則として当選した選挙区の創設順(同年の場合は都市名のアルファベット順)⁽³⁾による。

エドワード・グラスコック(一五七七?〜一六〇三)⁽⁴⁾

法律家。ケンブリッジ大学クイーンズ学寮で文学士号

(表7) 活動的議員經歷

Name	Borough	Year	Property
Edward Glascock	Sudbury (Suffolk)	1601	Cripplegate (London)
Peter Wentworth	Tregony (Cornwall)	1572	Lillingstone Lovell (Oxford)
Richard Grafton	Tregony (Cornwall)	1584	Cripplegate (London)
Nicholas St.Leagar	Maidstone (Kent)	1572	Ulcombe, Eastwall Place and Beamstone (Kent)
George Carew	St. Germans (Cornwall)	1601	Antony (Cornwall) and Tothill Street (Westminster)
William Fleetwood	St. Mawes (Cornwall)	1571	Bacon House, Foster Lane, and Noble Street (London) and Great Missenden (Buckinghamshire)
Nicholas Fuller	St. Mawes (Cornwall)	1593	St. Christopher-le-Stocks (London) and the Chamberhouse, Thatcham (Berkshire)
Miles Sandys	Stockbridge (Hampshire)	1597	Fladbury (Worcestershire) and Latimer (Buckinghamshire)
	Andover (Hampshire)	1593	
Edward Coke	Aldeburgh (Suffolk)	1589	Burghwood in Mileham (Norfolk), Huntingfield (Suffolk), Castle Yard (London), and Stoke Poges (Buckinghamshire)
John Agmondesham	Christchurch (Hampshire)	1593	Rowbarns, East Horsley (Surrey)
Richard Browne	Cirenster (Gloucestershire)	1601	Horsley (Essex) and later, Sayes Court, Deptford (Kent)
Richard Bedell	Eye (Suffolk)	1571	Leighton (Huntingdonshire.)
Edward Grimston	Eye (Suffolk)	1589	Rishangles (Suffolk.)
Francis James	Corfe Castle (Dorset)	1597	Wells (Somerset) and Bristol (Gloucestershire)
John Davies	Corfe Castle (Dorset)	1601	Middle Temple (London) and Englefield (Berkshire)
Thomas Harris	Callington (Cornwall)	1584	(London) and Cornworthy (Devon)
Sir Francis Darcy	Lymington	1601	Isleworth (Middlesex)
Edward Phelips	Andover (Hampshire)	1597	Chancery Lane (London) and Montacute (Somerset)

(一五九一年)、コルプス学寮で文学修士号(一五九四年)取得。続いてグレイズ・インに入学し、一六〇〇年に法廷弁護士資格取得。

ピーター・ウエントワース(一五二四〜九七⁽⁵⁾)

オックスフォードのジェントリ。父ニコラスはカレーの主席守衛官(chief porter)で、ナイトに叙せられている。ピーターの最初の妻レティティアはヘンリ八世妃キャサリン・パーの従姉妹マウド・パーの娘。二番目の妻エリザベスはサー・フランシス・ウォルシングムの妹であり、同時にサー・フィリップ・シドニー及び第二代エセックス伯ロバート・デヴルーの叔母にあたる。

リチャード・グラフトン(一五六三〜)⁽⁶⁾

父は同名の印刷業者・年代記作者として知られ、富裕なロンドン商人でもあった。リンカーンズ・イン、ミドル・テンブルに学び、一五八一年に法廷弁護士資格を取得した法律家。

ニコラス・セントレジャー(〜一五八九)⁽⁷⁾

ケントの有力ジェントリ。父アンソニーはアイルラン

ド副長官を務めるなど、外交方面で活躍。

ジョージ・カルー(〜一六一二)⁽⁸⁾

一族はイングランド南西部に大きな影響力を持つ旧家。ジョージは父アンソニーと母サー・リチャード・エッジコムとの間に生まれた次男。兄は『コーンウォール概観(Survey of Cornwall)』の著者として知られるリチャード。オックスフォード大学、ミドル・テンブルに学び、一五八六年に法廷弁護士資格取得。大法官府主事(一五九九年)、ミドル・テンブル評議員、請願裁判所主事(共に一六〇二年)等法曹の要職を歴任。また北東欧諸国への外交特使(一五九八年)、フランス大使(一六〇五〜九年)を務める。

ウィリアム・フリートウッド(一五二五〜九四)⁽⁹⁾

フリートウッド家はランカシャーの旧家。ウィリアムもランカシャーに生まれたが、二人の叔父及び父と共にロンドンに移住。初めイートン校に学んだと思われるが定かではない。その後オックスフォード大学ブレイズノウズ学寮、あるいはブルードゲイツ・ホール学寮に進学したが、学位は未取得。クリフォード・イン、続いてミ

ドル・テンブルに移り、一五五一年に法廷弁護士資格取得。ウイリアム・セシルと一五五九年に教会委員会(後の高等宗務官裁判所)で行動を共にして知己を得、その後の昇進はセシルによるところが大きい。この教会委員を初めとして、ダラム、ロンドン、ミドルセックス、サリー、バッキンガムシャー、ランカシャーの治安判事を歴任。また各地の執事(steward)やベイリフ(bailiff)を務めるなど法曹分野で活躍し、一五七一年から一五九二年までロンドンの法律顧問官(Recorder)を務める。

ニコラス・フラー(一五四三〜一六二〇)⁽¹⁰⁾

父ニコラスはロンドンの商人。ケンブリッジ大学クライスト学寮に学び、一五六三年に文学士号取得、グレイズ・インに入学し、一五六三年に法廷弁護士資格取得。同イン内で順調に出世し、一五九一年には最高役職である収入役(Treasurer)を務めた。ピューリタンの傾向が強い。ステュアート朝期に入り高等宗務官裁判所に対する批判に加わったことで有名。

マイルズ・サンズ(一六〇一)⁽¹¹⁾

一五五九年からウスター主教、一五七六年からはヨーク

大主教を務めたエドウィン・サンズの弟。メアリ治世期中は兄と共に大陸に亡命していたと思われ、ピューリタンに深い理解を示す。ケンブリッジ大学セント・ジョーンズ学寮、ミドル・テンブルに学ぶ。王座裁判所書記官、同裁判官、上級法廷弁護士(一五五九〜九七年)、ウェールズ辺境府構成員(一五七〇〜四年)、ミドル・テンブル評議員(一五七八年)を歴任。八回の選出はいずれも異なる選挙区からで、議会内での活動も非常に活発。

エドワード・クック(一五五二〜一六三四)⁽¹²⁾

著名なコモンロー法学者。ノーフォークのジェントリで法廷弁護士であったロバート・クックの子として生まれる。ケンブリッジ大学トリニティ学寮に学び、一五七一年文学修士号取得。さらにクリフォード・イン、インナー・テンブルに学び、一五七八年に法廷弁護士資格取得。一五九〇年インナー・テンブル評議員。コヴェントリ、ノリッジ、ロンドン、オーフォード、ハリッジの法律顧問官を務める一方、法務次長(一五九二〜九四年)、法務長官(一五九四〜一六〇六年)、下院議長(一五九三年)を歴任。さらに民訴裁判所首席裁判官(一六〇六年)、王座裁判所首席裁判官(一六一三年)等、法曹界

のエリートコースを進んだが、晩年はコモンローに対する信奉から議会の反対運動の指導者となり、「権利の請願」の起草に携わった。フランシス・ベイコンの論敵としても有名。特にステュアート朝期に入ってから議会の活動は極めて盛ん。

ジョン・アマースム（一五四三〜九八⁽¹³⁾）

サリーのジェントリで同名ジョンの長男。ミドル・テンプルに学び、一五七一年に法廷弁護士資格を取得した法律家。ミドル・テンプル評議員（一五七九年まで）、同講師（一五七九年秋期休廷期間、一五八九年四旬節休廷期間）を務める。

リチャード・ブラウン（一五三八〜一六〇四⁽¹⁴⁾）

エセックスのジェントリ、ジョン・ブラウンの第三子として生まれる。インナー・テンプル、またはミドル・テンプルに学んだと思われる。エセックスの封建的付随条件収入管理官（一五六九〜七〇年）、同じくエセックスの四季法廷書記官を一五八四年まで務め、その頃までにレスタ伯のクライアントとなったようである。一五八五年にレスタ伯がネーデルランドに遠征した際には食料

納入係に任ぜられている。レスタ伯の死後も宮廷内サークルに留まり、宮内監査書記官、宮内官等を務めた。

リチャード・ベディル（〜一五七二⁽¹⁵⁾）

両親・出身地は不明。一五七二に年下院議長を務め、また急進的なプロテスタントでもあったロバート・ベルの親戚筋にあたると思われる。リチャード自身にもピューリタンの傾向が見受けられる。インナー・テンプルに学び、一五七〇年に法廷弁護士資格を取得している。教会委員会書記（一五七〇年）。

エドワード・グリムストン（一五〇八〜一六〇〇⁽¹⁶⁾）

グリムストン家はヨークの家系であるが、この議員の父で同名のエドワードはサフォークに居を構えた。ケンブリッジ大学ゴンヴィル・ホールで学んだようであるが、学位は取得していない。大学を出ると間もなく宮廷に入り、ヘンリ八世が創設した親衛隊 (King's Spears、のち Gentleman Pensioners と改称) の最初の一員となり、ネーデルランド、フランスに出陣。エドワード六世治世期にはカレー監査官となるが、カレー陥落時に捕らえられ、一時バステイユ牢獄に収監される。イングラント

帰国後はサフォークの所領に戻り、バーウィックの民兵召集長官(一五六〇〜二年)、民兵司令長官(一五七六年)等、軍事分野で活躍。

フランシス・ジェームズ(一五五九〜一六一六)⁽¹⁷⁾

スタフォードシャーのジェントリ、ジョン・ジェームズの第三子として生まれる。兄のウィリアムはレスタ伯付きの牧師で、後ダラム主教となる。ジェームズはオックスフォード大学オール・ソールズ学寮に学んで同学寮の評議員となり、ローマ法学士号(一五八三年)、ローマ法博士号(一五八八年)を取得。外交特使としても活躍。

ジョン・デイヴィス(一五六九〜一六二六)⁽¹⁸⁾

詩人・法律家。ウィルトシャーのジェントリで同名ジョン・デイヴィスの第三子として生まれる。オックスフォード大学クイーンズ学寮に学び、続いてモードリン学寮で文学士号取得(一五九〇年)。さらにミドル・テンブルに学んで一五九五年に法廷弁護士資格を取得しているが、ミドル・テンブルでは賭博や乱闘等の騒ぎを起こしている。その後再びオックスフォードに戻り、詩人と

しての地位を確立した。アイルランド下院議員にも選出され、同議長(一六一三年)、アイルランド法務次官(一六〇三〜六年)、アイルランド法務長官(一六〇七〜一九年)を務めた後、イングランドに戻り上級法廷弁護士として活動。

トマス・ハリス(一五四七〜一六一〇)⁽¹⁹⁾

法律家。父エドワードは土地を購入してデヴォンに定住。ケンブリッジ大学ジーザス学寮、ミドル・テンブルに学び、一五七三年に法廷弁護士資格取得。ミドル・テンブル講師(一五八八、八九年)、同評議員(一五八八年)を務め、一五八九年に上級法廷弁護士となる。

フランシス・ダーシ(一六四二)⁽²⁰⁾

一五三七年に反逆罪で処刑されたダーシ卿(トマス・ダーシ)の孫。幼少時より宮廷で育てられ、軍事訓練を受けた。レスタ伯の指揮下ネーデルランド遠征に参加、その後エセックス伯のクライアントとなり、民兵委員(一五八八年)を務めた後、アイルランド遠征に参加。他方セシル親子とも接触を図り、エセックス失脚後はミドルセックス憲兵隊長(一六〇一年)、デンマーク大使

(一六〇三年)、主馬頭(一六〇三年)に任ぜられている。

エドワード・フィリップス(一五六〇〜一六一四)⁽²¹⁾

サマセットのジェントリ、トマス・フィリップスの第四子として生まれる。ニュー・イン、ミドル・テンプルに学び、一五七八年に法廷弁護士資格取得。ミドル・テンプル評議員及び講師(一五九六年秋期休廷期間)、勅撰上級法廷弁護士(一六〇三年)、ランカスター公領民訴訟判所判事(一六〇四年)、記録長官(一六一一年)等、法曹分野を歩み、下院議長(一六〇四〜一一年)を務める。

b. 選出要因

それでは、まず最初に各議員の選出要因について見てゆきたい。⁽²²⁾ 前述したように当時の議員選挙が、所定の議席数以上の候補者が出馬する競争選挙になることは非常に稀であった。通常は実際の選挙日以前に社会的選択が行われ、選挙当日には承認がなされるだけであった。そしてこの社会的選択は、州や大都市の選挙区では各地域における候補者の地位、名声、威厳によって地域内ではほぼ完結して行われたが、中規模以下の都市では各地域に

影響力を持つパトロンによって事実上の指名が行われる場合が多かった。そしてここに中央政府の官職を兼ねるパトロンによる選挙干渉の可能性が(もしあり得るとすれば)考えられるのである。

今回検討の対象とする一八名の内、一族の地元の影響力が選出の少なからぬ要因であると思われる人物は延べ六名存在する。簡単に各議員について触れてみたい。エドワード・グラスコックはサフォーク州サドベリ近郊に父の所領があり、これが大きな選出要因と見られるが、母がフォーテスキュー家の親類であったことも貢献していると思われる。ニコラス・セントレジャーの一族はケントでも有力であり、メイドストーンからの選出に障害は無かった。ジョージ・カリーの一族も南西部に大きな影響力を持ち、また自身もクリストファー・ハットン、ジョン・パクリング、トマス・エジャートンのパトロネージを得て宮廷に出仕していた。しかし自身がロバート・セシル宛書簡で述べているように、セント・ジャーマンズからの選出は直接的には市長 (portreeve)⁽²³⁾ であった義兄弟のジョージ・ケクヴィックに負っている。マイルズ・サンズのアンドーヴァーとストックブリッジからの選出は、マイルズの親類にあたりハンプシャーに

勢力を有していたサンズ卿ウイリアム・サンズによるものと思われる⁽²⁴⁾。エドワード・クックは一族の所領がノーフォーク及びサフォークに存在しており、アルドバラからの選出を確保するのは容易であった。エドワード・グريمストンもサフォークに所領があり、たやすくアイに議席を確保しえた。

これに対し、選出に際してパトロンの影響力が主要因であったと思われる議員は残りの一二名である。ピーター・ウエントワースのトレゴニーからの選出は、この都市に議員選出権を付与したと推定される第二代ベッドフォード伯フランシス・ラッセルによるものと思われる。リチャード・グラフトンもトレゴニーから選出されるが、特にベッドフォード伯との関係は見出されないで、年代記者として有名であったリチャードの父と面識のあった宮廷内の人物によるものと考えられる。ウイリアム・フリートウツドが選出されているセント・モウズもベッドフォード伯によって議員選出権が付与されたようであるが、フリートウツドはおそらくバーリー卿ウイリアム・セシルにこの議席を負っている。ニコラス・フラーも同様にセント・モウズからの選出であるが、彼自身はこの地域と何の関わりも無いので、特定はできな

いがいずれかのパトロンの依存していたと思われる。ジョン・アマーサムが選出されているクライスト・チャーチに議員選出権を付与し、その後も実質的に議員を指名していたのは第三代ハンティンドン伯ヘンリー・ヘイステイングスであり、アマーサムの選出もハンティンドン伯によるものである。リチャード・ブラウンが選出されているサイレンスターは元来修道院の所有地であったが、その解散に伴ってジョン・ダンヴァーズが所有権を獲得した。一五七一年にレスタ伯により議員選出権が付与され、一五九四年に所有権はジョンの息子のチャールズに移ったが、チャールズがエセックス伯の蜂起に荷担して処刑されたため、再び王領地に組み込まれるという複雑な経過をたどっている。そして王領地に復帰した時点で宮廷に出仕していたブラウンが宮廷内のいずれかの有力者によって選出されたものと思われる。リチャード・ベディルが選出されているアイには城郭があり、国王の影響力が強かった。この地に議員選出権を付与したのは国璽尚書であったニコラス・ベイコンであり、ベッドフォード伯のパトロネージを受けていたベディルも、直接的にはベイコンに議席を確保してもらったと考えるのが妥当である。コルフエ・キャッスルで議員選出に影響力を

有していたのはクリストファー・ハットンであるが、彼の

の死によって未亡人となったロバート・セシルの姪にあたるエリザベスはエドワード・クックと再婚しており、彼ら二人がその後議員選出における影響力を継承した。

セシルの従者であったフランシス・ジェームズが同選挙区から一五九七年に選出された背景にはこうした事情があると思われる。同じく一六〇一年に選出されているジョン・デイヴィスも過去にクックに支援され彼に自作の詩を献呈したりしているため、クックに議席を負っているのはほぼ明白である。トマス・ハリスが選出されているカリントンは、第三代ウインチェスタ侯ウイリアム・

ポレと第七代マウントジョイ卿ウイリアムの共同所有地であり、彼らに関する数件の法律問題で活動したことのあったハリスが同選挙区最初の議員として選出されたようである。リミントンでは、議員選出権を付与する際にバーリーが一役買っており、ロバート・セシルと親交のあったフランシス・ダーシが当選挙区から選出されている。アンドーヴァーに影響力を持っていた貴族の一人は第三代サンズ卿であり、したがってサンズ卿の娘婿にあたるエドウィン・サンズとミドル・テンプルで親交のあったエドワード・フィリップスはサンズ家がパトロンで

あると思われる。

e. 選挙区との関係

こうして各議員の選出要因を概観してみると、パトロンに議席を依存している議員のみならず、一族の地方における影響力で議席を確保している議員達も、彼ら自身が当該選挙区近郊の有力者であった場合はかなり限定されていたように思われる。次にこの点について、各議員の不動産所有地と、彼らが地方統治に果たしていた役割という側面から検討を進めてみたい。

まず一族の地方における影響力で議席を確保していた議員達から見よう。グラスコックのサフォークの所領は父のものであり、自身はロンドンに居住していた。したがって地方官職は有していない。セントレジャー家はケントの有力ジェントリであり、ニコラスも同州の治安判事を務めている。カルー家はイングランド南西部で有力な一族であり、ジョージもコーンウォールとデヴォンの治安判事を務めているが、その活動の中心は宮廷であった。サンズはバッキンガムシャーに所領があり、同州の他ウスター（必要員）、ベッドフォードシャーで治安判事を務めているが、彼が選出されているストックブ

リッジやアンドーヴァーのあるハンプシャーとは直接的な関係は無いようである。クックの活動の中心はロンドンであるが、サフォークの所領を相続しており、同州の他にもノーフォークとミドルセックスの治安判事を務めている。グリムストンもサフォークに所領があり、サフォーク、エセックスの治安判事団に名を連ねている。⁽²⁶⁾今検討した六人の内、グラスコックとサンズを除いた他の四人は自らが選出された都市選挙区のある州の治安判事となった経験を有しており、当該地域における名声は高かったと言える。ただしこの四人中カルーとクックは実際の生活の拠点をロンドンにおいており、主として地方に居住していたのはセントレジャーと選出当時老境に入りつつあったグリムストンのみということになる。

続いて議席をパトロニに負っていた議員について検討してみたい。ウエントワースはオックスフォードのジェントリで、同州の治安判事を務めている。⁽²⁷⁾グラフトンは元来ロンドンに居住していた法律家である。この両名はコーンウォールのトレゴニー選挙区から選出されているが、共にコーンウォールに利害関係は無かった。フリートウッドは複数の州や都市で治安判事やベイリフを務めているが、後年法律顧問官に就任したことからも見て取

れるように、活動の中心はロンドンであった。フライもバークシャーに所領は有していたものの、グレイズ・インの役職を務めていたことから生活していた地域は首都近郊に限定される。アマーサムはサリーに所領を有し、同州の治安判事に就いてもいるが、フライ同様法律家としてミドル・テンプルを中心に活動していた。ブラウンは宮廷人であるが、ロンドンを含むミドルセックスで治安判事（必要員）として名前が挙がっている。もつとも前述したようにサイレンスター選挙区のあるグロスターには所領を有していない。ベディルはハンティンドンに所領があるが、地方の官職に就いた記録は無く、アイ選挙区のあるサフォークとのつながりも認められない。ジームズはこれらの議員の中では珍しく選挙区と関わりがあり、ウエルズ（サマセット）とブリストルに所領を有していた他、選出されたコルフエ・キャッスルにあるドーセット、サマセットで治安判事を務めている（ドーセットでは必要員）。同じくコルフエ・キャッスルから選出されているデイヴィスは、ジームズとは異なり主な活動の舞台はロンドンやオックスフォードである。付け加えれば、この選挙区から選出された議会の後、デイヴィスはアイルランドに渡っている。ダーシは宮廷人で、

ミドルセックスに所領を持ち、同州の治安判事を務めて
いるのみである。フィリップスは中央の法曹界で活動し
ており、所領のあるサマセットで治安判事を務めている
が、ハンプシャーのアンドーヴァー選挙区との直接的な
関係は無い。したがってある程度予測されたように、パ
トロンに議席を負っていた議員の内、選出された選挙区
が存在する地域と直接的な関係を有していたのはジェー
ムズただ一人ということになる。

以上これまでの調査結果を整理してみよう。新議席選
出で比較的活動が盛んであったと見られる一八名の内、
自らの名声で議席を獲得し、なおかつ選出時点でいわゆ
る地方の有力ジェントリの範疇に含まれるのは二人、パ
トロンによって議席を得ながらも当該選挙区と直接の関
係があったのは一人と、地方ジェントリの政治的上昇志
向を骨子とするボトムアップ型の議論に合致する議員は
ごく少数に過ぎない。この結果から、少なくともニール
の主張は全面的な妥当性を有しているわけではないと言
えるだろう。他方で過半数の議員は選出要因に関わらず
選出された選挙区が存在する地域に個人的な利害関係を
有していない。これはパトロンに議席を負っている議員
に限ってみれば地域的結びつきとは関係なく議会実務家

が選出されたというトップダウン型②の議論に合致する
ことになる。とはいえそうした議員もジェームズを除け
ば一八名中一名に留まり、やはりこの議論だけで全体
を説明するのは無理があるだろう。したがってこれらの
議員が活発に活動するに到った動機を説明するためには、
多少なりとも彼等の言説を実際に分析して見る必要があ
ると思われる。もつとも前述したようにこの時代の議会
議事録は現在の基準からすると不備が多く、記録に残さ
れている彼らの発言は少数にすぎないのであるが、本稿
ではさしあたりこうした言説を中心に据え、さらに各領
域における議論を援用しつつ検証を進めてゆくことにし
たい。(続く)

註

1. 問題の所在

(1) J. E. Neale, *Elizabethan House of Commons*, London,
1949, pp. 140-141.

(2) とはいえ、通常議会議史全体の一部として付随的に取
り上げられてきたに過ぎない。管見の範囲では、意外に
も近年直接的にイングランドにおける新創設議席全体を
扱っているのは N. Ball, *Representation in the English
House of Commons: The New Boroughs, 1485-1640*,
Parliaments, Estates and Representation 15, 1995. のみで

あるが、この論文はわずか八頁の小論であり、内容的には後述するトップダウン型②の繰り返し返しであることを考へると、独立した論考は皆無に近い。これは新たに議席を与えられた都市が多岐に渡っており、その理由についての一般化が困難であった状況を示していると言えよう。なおテューダー朝中期における都市への法人格付与の増加については R. Titler, 'The Incorporation of Boroughs, 1540-1558', *History* 62, 1977, pp. 24-42. が、初期ステュアート朝期の都市議席増加については D. Hirst, *The Representative of the People?; Voters and Voting in England under the Early Stuarts*, Cambridge, 1975, ch. 3. がそれぞれ取り扱っている。ここでは本稿の対象外となるこれら前後の時期について述べる余裕はないが、前者が特権都市の増加を統治の効率化という視点から把握しているのに対し、後者がニールと同様ジェントリの都市議席への侵入による地方からの圧力の増加を議席増加の要因として前面に押し出しているのは興味深い。

(3) A. F. Pollard, *The Evolution of Parliament*, London, 1926, p. 164.

(4) Neale, *Commons*, pp. 143-146.

(5) 実際には修正主義という語はマルクス主義のようにある一定の思想的基盤を備えたイデオロギー形態の呼称ではなく、それゆえ混乱を招きやすい。ここでの「修正」という言葉は、旧来の「正統」学説に何らかの異議を申し立てるという意味で用いられている。一般に「正統」学説が長期的展望に立って歴史を捉えるのに対し、

「修正」主義はそうした視点を拒否しエリートを重視する傾向はある。しかし各研究分野で認められていた「正統」学説の内容が異なれば、当然それに応じて「修正」主義の内容も異なってくるのであり、同一の「修正」主義の名を冠している議論に相違が生じる可能性が十分に存在する。また当初は「修正」主義であったものが、一般に流布するにつれて「正統」と認知されるようになり、さらにこれに対する「修正」が行われる場合がある。議会史が後者の典型であり、当初はニールへの修正を行っていた G・R・エルトンの説がいつしか「正統」へと転化し、一九八〇年代中頃から「再修正」が迫られるようになってきている。堀江洋文「エルトン史学と歴史学研究」(『社会科学年報へ専修大学』二一八号、一九九四年)、井内太郎「エルトンとテューダー朝史研究」(『広島大学大学院文学研究科論集』第六一卷、二〇〇一年)等を参照。

以上のような理由から、混同を避けるため本稿ではエルトンやそのアンチ・テーゼを説く J・ローチ等を区別せず、ニールの「ボトムアップ型」に反対するという共通項によってのみ「修正主義者」を規定する。もちろんこれは暫定的な措置であって、修正主義内部に存在する議論の隔たりを軽視するものではない。

(6) J. Loach, 'Parliament: A "New Air"?', in Christopher Coleman and David Starkey (eds.), *Revolution Reassessed*, Oxford, 1986, p. 130. なお J. Loach, *Parliament under the Tudors*, Oxford, 1991, pp. 35-36. も参照。また N. Ball, op.

cit. も前述のように論旨はローチとはほぼ同様である。

- (7) Neale, *Commons*, p. 146.
 - (8) (表1) を見れば分かるように、何らかの活動記録のある議員の割合はエリザベス治世期を通じてみても六割を超えることが無く、非常に活動的な議員となること10%以上となるのも極めて稀であった。P. W. Hasler, *The House of Commons, 1558-1603*, Her Majesty's Stationery Office, 1981 (以下HPTと略記), I, Appendix I-X も参照。
 - (9) メイドストーン選挙区は一五四九年に最初の特許状を受けた。しかしメアリ治世期にワイアットの反乱が同都市から発生し、特許状は剥奪された。エリザベス即位直後に第二の特許状を受け、一五六三年の会期から議員が選出されてくる。HPT, I, pp. 184-185; R. V. Hewett (ed.), *Maidstone: official charter brochure*, Maidstone, 1949, pp. 30-31.
 - (10) Neale, *Commons*, p. 142.
 - (11) 例えば一五六三年一月二二日には、近年まで議員選出権を有していなかった六都市から選出されている議員について、この問題が議会に諮られるべきであり、速やかにこれらの議員達が選出される根拠となった開封勅許状を示すよう議長が述べた。 *Journals of the House of Commons*, London, 1803- (以下CJと略記), i, p. 63.
2. 議会実務家と選挙干渉
- (1) J. E. Neale, *Elizabeth I and her Parliaments*, 2 vols., エリザベス治世期における下院議席の創設 (上)

London, 1953, 1957.

- (2) 上記のハンナンのCJの論文を参照。G. R. Elton, 'Tudor Government: The Points of Contact: I. Parliament', *Transaction of the Royal Historical Society*, 5th ser., 24, 1974; Id., 'Parliament in the Reign of Elizabeth I', in C. Haigh (ed.), *The Reign of Elizabeth I*, London, 1984; Id., *The Parliament of England, 1559-1581*, Cambridge, 1986.
- (3) 特に大英憲法年鑑とイギリスの歴史。N. L. Jones, *Faith by Statute. Parliament and the Settlement of Religion*, London, 1982.
- (4) 以下本稿に関連するグノーバスの主要著作・論文を挙げる。M. A. R. Graves, 'Thomas Norton the Parliament Man: An Elizabethan M.P., 1559-1581', *Historical Journal* 23, 1980; 'The Management of the Elizabethan House of Commons: The Council's Men of Business', *Parliamentary History* 2, 1982; *The Tudor Parliaments, Crown, Lords, and Commons, 1485-1603*, London, 1985; 'The Common lawyers and the Privy Council's Parliamentary Men of business, 1554-1601', *Parliamentary History* 8, 1989; 'Managing Elizabethan Parliaments', in D. M. Dean and N. L. Jones (eds.), *The Parliament of Elizabethan England*, Oxford, 1990; *Thomas Norton: The Parliament Man*, Oxford, 1994.
- (5) Neale, *Parliaments*, II, p. 437.
- (6) Graves, 'Thomas Norton the Parliament Man', p. 28.
- (7) ロンジャー・メナスからトランプ伯への一五八一年

一二月五日付書簡。「マシユ어의件は依然未解決のままです。彼はこの件を取り下げるつもりがありませんし、帰郷を急いでもおりません。偉大な議会実務家であるノートン氏 (Mr. Norton, the great Parliament man) が、この件に関する彼の過度で無礼な発言に対処してくれておりませ……」 Historical Manuscripts Commissions (以下 HMC と略記³⁾), *12th Report, app. IV, Rutland MS*, London, 1911, p. 130.

- (8) Graves, 'Thomas Norton the Parliament Man', p. 29.
 (9) Graves, 'The Common Lawyers', p. 190. 本文でも指摘したように 'Thomas Norton the Parliament Man' 等グレイヴスの初期の論文では「議会実務家」概念が後期の論文より明確に規定されているかのような印象を受ける。これはニール説への対抗上の必要からであったと推測されるが、このことが後に他の論者による同概念の図式的な受容を招いた要因になっていると思われる。

- (10) Graves, 'The Common Lawyers', p. 197.
 (11) Graves, *Thomas Norton*, p. 86.
 (12) Graves, 'The Common Lawyers', pp. 198-199.
 (13) 小泉徹『イギリス絶対王政』再考』(『武蔵大学人文学会雑誌』一七卷二号、一九九六年) 参照。同様のテーマを扱ったものとして P. Williams, 'The Servants of the Crown', in *Tudor Regime*, Oxford, 1979, pp. 81-108. を参照。
 (14) P. Collinson, 'Puritans, Men of Business and Elizabethan Parliaments', *Parliamentary History* 7, 1988, p. 197.

もっともこの論文でのコリンソンの主眼は、グレイヴスを批判して再びノートンのピューリタンの側面を強調する点にあった。

- (15) M・ウェーバー、世良晃志郎訳『支配の社会学』(創文社、一九六〇年)、六二頁。
 (16) M. A. Kishlansky, *Parliamentary selection: social and political choice in early modern England*, Cambridge, 1986.
 (17) 拙稿「エリザベス治世期議会の特質——議員と選挙区との関係を中心として——」(『史学』第七二巻第三・四号、二〇〇三年) を参照。
 (18) HMC, *Calendar of the Manuscripts of the Most Hon. The Marquis of Salisbury*, K. G., Preserved at Hatfield House, Herefordshire, London, 1883- (以下 Hatfield と略記) III, p. 71.
 (19) Neale, *Commons*, pp. 288-293. ただしニールはこうした巡回書簡の実効性に疑問を抱いている。

3. 議会内におけるノートンと議員

- (1) S. Adams, 'The Dudley Clientele and the House of Commons, 1559-1586', *Parliamentary History* 8, 1989.
 (2) *Ibid.*, op. cit., p. 230.
 (3) *Ibid.*, op. cit., p. 233.
 (4) S. Hollings, 'Court Patronage, County Governors and the Early Stuart Parliaments', *Parergon*, n.s. 6, 1988. なおノールズベリ伯の父であるバリー卿ウィリアム・セシルとクライアント達の関係についても、ホリングズと同

様の指摘がある。A. G. R. Smith, *Servant of the Cecils: The Life of Sir Michael Hicques, 1543-1612*, London, 1977, pp. 44-45.

(5) Hollings, op. cit., pp. 122-123.

(9) Ibid., op. cit., p. 126.

(7) Ibid., op. cit., pp. 126-127.

(8) Ibid., op. cit., p. 134.

(6) 以下コーンウォールに関する叙述は、主として G. Haslam, 'The Duchy and Parliamentary Representation in Cornwall, 1547-1640', *Journal of the Royal Institution of Cornwall*, n.s. 8, 1980, にあつて、テューダー朝期コーンウォールに関する古典的な文献としては、A. L. Rowse, *Tudor Cornwall*, London, 1941. を参照。また最近の研究では、J. Chynoweth, *Tudor Cornwall*, Stroud, 2002 が、ウスに代わる新たなコーンウォール像を描き出している。

(10) 新たに創設された一四議席中一一議席が創設されたのは、一五四七年から一五六三年の間という政治的に不安定な時代であった。

(11) コーンウォール公領に関しては、A. L. Rowse, 'The Duchy of Cornwall', *History Today* 29, 1979; G. Haslam, 'The Elizabethan Duchy of Cornwall, an Estate in Stasis', R. W. Hoyle (ed.), *The Estates of the English Crown, 1558-1640*, Cambridge, 1992. を参照。

(12) スタナリに関しては、さしあたり水井万里子「イングラント南西部地域のスタナリ——近世すず鉱業の利益集団——」(『史苑』第五五卷二号、一九九五年)を参照。

エリザベス治世期における下院議席の創設(上)

法制史の立場からスタナリを論じたものとしては、R. R. Penington, *Stannary Law: A History of the Mining Law of Cornwall and Devon*, London, 1973 がある。

(13) 一五三九年にサー・ジョン・ラッセルが、一五五五年にラフバラ卿エドワード・ヘイスティングスが、一五七二年にヘッドフォード伯が任命されているが、いずれもコーンウォールの利害代弁者とはなりえない人物である。

(14) ローリーについては、N. L. Williams, *Sir Walter Raleigh*, Baltimore, 1962; C. Hill, *Intellectual Origins of the English Revolution*, Oxford, 1965, ch. 4. (福田良子訳『イギリス革命の思想的先駆者たち』岩波書店、一九七二年)等を参照。邦語でも山本俊樹「サー・ウォルター・ローリー管見——詩人・歴史家・予言者——」(『一般研究報告へ成蹊大学』第二〇号、一九八三年)等、何点かローリーに関する論考が存在する。

(15) Haslam, 'The Duchy and Parliamentary Representation', pp. 233-236. この論文で提示されている各選挙区の出身者数を集計したTABLE C, Dをもとに公領都市とそれ以外の都市で西部諸州出身者の割合を算出すると、ハスラムが本文中で述べている数値と合致しない。これは筆者が算出し直した数値を挙げたが、エリザベス治世期に入ると公領都市とそれ以外の都市との間で西部諸州出身者割合の差が拡大するという結果に変わりはない。

(16) ノルベルト・エリアス、波田節夫他訳『宮廷社会』(法政大学出版局、一九八一年)、一五六頁。

九三 (四一三)

(17) 同、一四四頁。

4. 新議席選出議員における議会活動の全般的検討

(1) 第二章註(3)参照。

(2) Sir Simonds D'Ewes, *The journals of all the Parliaments during the reign of Queen Elizabeth*, London, 1682, reprinted in Shannon, Ireland, 1973. (以下 D'Ewes と略記)

(3) エリザベス治世期議会に関する史料全般の問題に関しては、G. R. Elton, *The Parliament of England, 1559-1581*, Cambridge, 1986, ch. 1. を参照。デューズが編纂の際に行った一次史料からの省略に関しては、D. Dean, 'Sir Simonds D'Ewes's Bills of "No Great Moment"', *Parliamentary History* 3, 1984, pp. 401-411. を参照。

(4) 議員の出席率の悪さは一六世紀初頭から両院共に問題となっており、下院では議長に議員の早期離脱認可権を与える制定法が一五一五年には成立していた。Graves, *The Tudor Parliaments*, pp. 73-74.

(5) 第一章註(8)参照。

(6) (表1)の何らかの「活動が記録されている議員」の項に着目すると、一五七二年の会期と一五九三年以降の会期で数値が高くなっている。これは(表4)の○および◎の数の増減の傾向とほぼ一致している。

(7) ランカスター公領については、さしあたり R. Somerville, *History of the Duchy of Lancaster*, London, 1953. を参照。

(8) ワイト島に関しては、J. D. Jones, 'The Isle of Wight, 1558-1642', unpublished PhD dissertation, University of Southampton, 1978. 特に ch. 7 を参照。

(9) 拙稿「エリザベス治世期議会の特質」、一六四〜一六五頁(表3)参照。

(10) なお一五九三年の議会は主要議題が補助税の問題であったため、この会期においては同一の活動を両者に同数算入した。

(11) *HPT*, I, p. 66.

5. 活動的議員

(1) これらの議員のみを取り上げること、当然その他の議員を含めた全体的な傾向を見失う危険性が存在する。しかしボトムアップ型にしてもトップダウン型にしても、各議論の主張に該当する議員がいたとすれば必然的にその活動は盛んであったはずである。したがってこの調査方法は、特定の議員を選出するのが議席創設の目的であったのかどうかという本稿の中心的課題の分析に適切であると筆者は考える。

(2) (表4)で◎で示されている議員の内、グロスタシャーのサイレンスター選挙区で一五九三年に選出されているオリヴァー・セント・ジョンと、ヨークシャーのリッチモンド選挙区で同じく一五九三年に選出されているタルボッド・バウズは、その活動回数が地域関連法案の委員会に出席した可能性を含めてカウントされたものであり、本人が実際に出席したかどうか確認できないため、

今回の検討からは除外した。

(3) (表4)、(表5)の都市名の並び順を参照。なおマイルズ・サンズはストックブリッジとアンドーヴァーという二カ所の新創設議席から選出されているので、創設時期の早いストックブリッジを基準とした。

(4) *HPT*, II, pp. 193-194.

(5) *HPT*, II, pp. 597-601; *DNB* (Peter Wentworth); J. E. Neale, 'Peter Wentworth', *English Historical Review* 39; Id., *Parliaments*; 植村雅彦「サヘントワース事件をめぐって」考察——エリザベス治世における絶対性と立憲性——」『西洋史学』二二号、一九五四年。

(9) *HPT*, II, p. 211; *DNB* (Richard Grafton).

(7) *HPT*, III, pp. 327-329; *DNB* (Anthony St. Leger).

(8) *HPT*, I, pp. 538-539; *DNB* (George Carew).

(6) *HPT*, II, pp. 133-137; *DNB* (William Fleetwood); J. D. Alsop, 'William Fleetwood and Elizabethan Historical Scholarship', *Sixteen Century Journal* 25, 1994; P. R. Harris, 'William Fleetwood, Recorder of the City, and Catholicism in Elizabethan London', *Reusant History* 7, 1963.

(9) *HPT*, II, pp. 161-162.

(11) *HPT*, III, pp. 341-342; *DNB* (William Sandys).

(12) *HPT*, I, pp. 622-625; *DNB* (Edward Coke); H. Lyon and H. Block, *Edward Coke, Oracle of the Law*, Boston, 1929; C. D. Bowen, *The Lion and the Throne; the Life and Times of Sir Edward Coke 1552-1634*, London, 1957; S. E. Throne, *Sir Edward Coke 1552-1634*, London, 1957.

(13) *HPT*, I, p. 331.

(14) *HPT*, I, pp. 503-504.

(15) *HPT*, I, p. 418; *DNB* (William Bedell, Thomas Bedell).

(16) *HPT*, II, pp. 229-230; *DNB* (Edward Grimston).

(17) *HPT*, II, p. 373; *DNB* (William James).

(18) *HPT*, II, pp. 22-23; *DNB* (John Davies) H. S. Pawlish, 'Sir John Davies, The Ancient Constitution, and Civil Law', *Historical Journal* 23, 1980.

(19) *HPT*, II pp. 260-263.

(20) *HPT*, II, p. 17.

(21) *HPT*, III, pp. 216-217; *DNB* (Edward Phelps).

(22) なお明確に選出要因が判明する事例は極めて稀である。以下選出要因と選挙区との関係については、基本的に *HPT* の記載に従う。

(23) *HMC, Hatfield*, xvii, p. 339.

(24) *HMC, Hatfield*, vii, p. 432.

(25) *The Victoria History of the Counties of Buckingham, London*, 1905-1927, iii, p. 148, 207, 209, 398.

(26) 一六世紀後半においては、治安判事任命書への記載は必ずしもその人物の地方統治への積極的関与を意味するわけではないが、その地域における一定の威信を示す指標となりうる。清水祐司「エリザベス治世期の治安判事——ノーフォーク州を中心に——」『史学』第四八巻第三号、一九七七年) 参照。

(27) ただし数年で罷免されている。